

資料編

1. 引用文献・参考図書..... 参 1
2. 図面..... 参 3
3. 写真資料..... 参 25
4. 保護に係る手続き関連..... 参 41
5. 平成 29・30 年度耐震補強工事に伴う歴史調査報告.. 参 47

1. 引用文献・参考図書

- ・『三重県統計書』（大正5年 土地戸口及雑之部） 三重県 大正7年
- ・『地方発達史と其の人物』 郷土研究社 昭和10年
- ・『伊勢年鑑』別冊（人名録） 伊勢新聞社 昭和14年
- ・『伊勢年鑑』昭和17年版 伊勢新聞社 昭和16年
- ・『三重県市町村勢要覧』 三重県統計協会 昭和27年
- ・『芸濃町広報』 芸濃町 昭和31年～平成17年
- ・『河芸郡史』（復刊） 三重県郷土資料刊行会 昭和48年
- ・『三重県明小学校沿革史』 明小学校同窓会 昭和49年
- ・『関町史』下巻 関町教育委員会 昭和59年
- ・『芸濃町史』下巻 芸濃町教育委員会 昭和61年
- ・『亀山市政40周年記念誌』 亀山市 平成7年
- ・『三重県の近代化遺産』 三重県教育委員会 平成8年
- ・『三重県史』別編 建築 三重県 平成15年
- ・『三重県近代和風建築総合調査報告』 三重県教育委員会 平成20年
- ・『旧明村役場庁舎 調査報告』 津市教育委員会 平成20年
- ・『旧川口村役場庁舎現状調査報告』 津市教育委員会 平成22年
- ・『でかいぞミエゾウ！ ～化石が語る巨大ゾウの世界』（展示図録） 三重県総合博物館
平成26年
- ・『登録有形文化財建造物 朝日町資料館（朝日村役場）保存活用計画』 朝日町 平成27年
- ・『旧鳥羽小学校保存活用計画』 鳥羽市 平成27年
- ・「芸濃の大正ロマン明村役場の魅力」（講演会資料） 菅原洋一 平成27年
- ・『登録有形文化財建造物 朝日町資料館（朝日村役場）保存活用計画 改訂版』 朝日町
平成29年

2. 図面

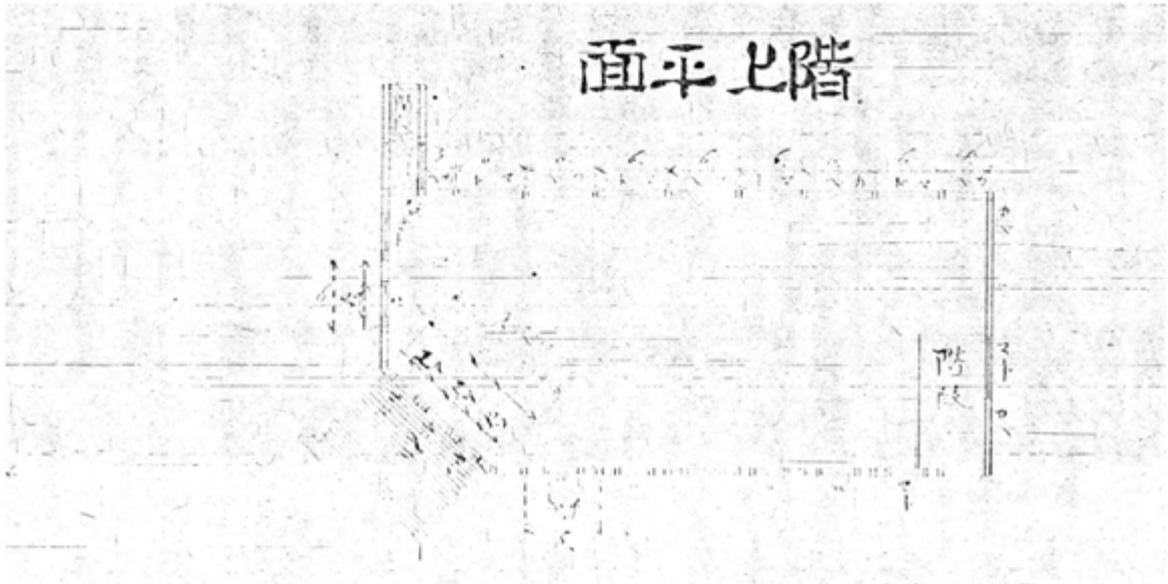
当該文化財建造物の図面は、以下の3種類がある。

- ①明村役場建築工事之圖（大正5年）
- ②国登録有形文化財「旧明村役場庁舎」現状調査図（平成20年3月）
- ③旧明村役場庁舎耐震補強その他工事竣工図（平成30年7月）

①明村役場建築工事之圖は浦野甚松、②国登録有形文化財「旧明村役場庁舎」現状調査図は株式会社林廣伸建築事務所、③旧明村役場庁舎耐震補強その他工事竣工図は杉谷建設株式会社がそれぞれ作成している。また、③の図は掲載するにあたり株式会社文化財構造計画が一部修正を行っている。

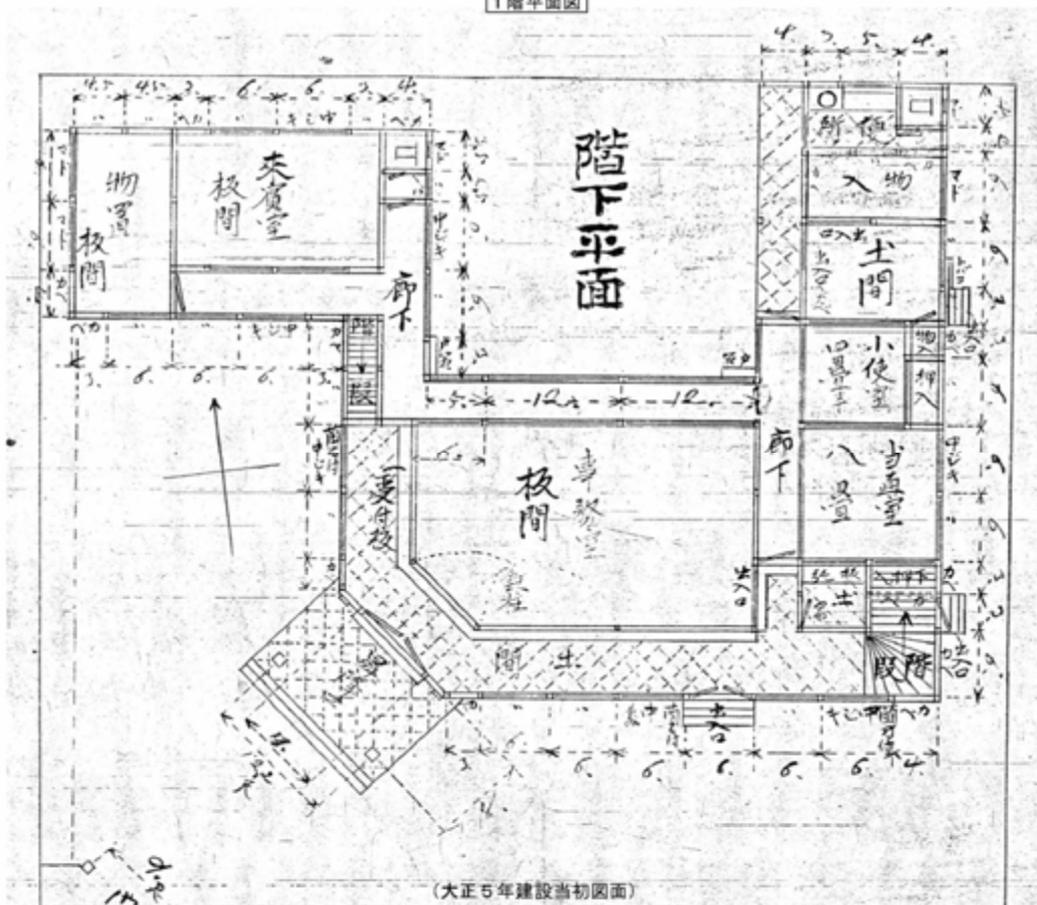
2-①明村役場建築工事之圖（大正5年）

2階平面図



(大正5年建設当初図面)

1階平面図



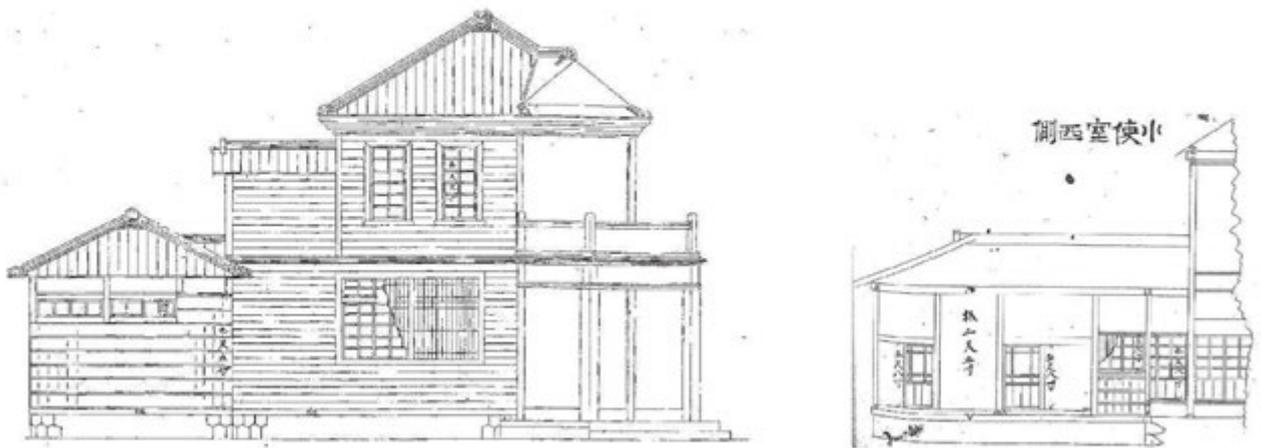
(大正5年建設当初図面)

南立面图



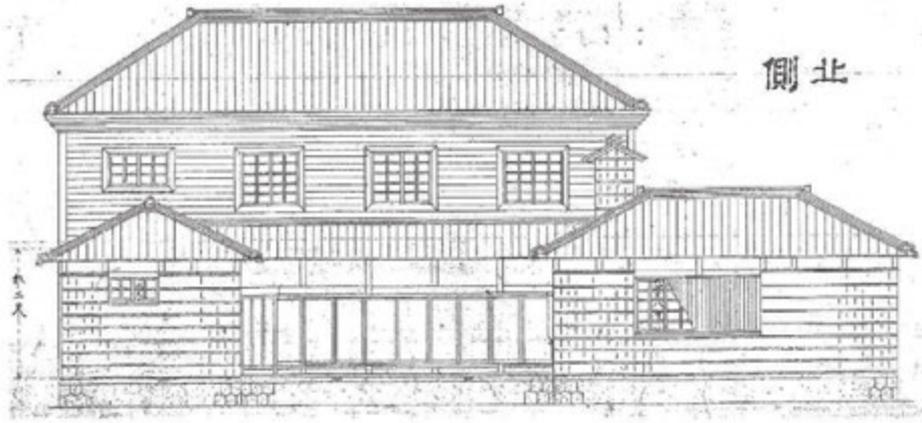
(大正5年建設当初図面)

西立面图



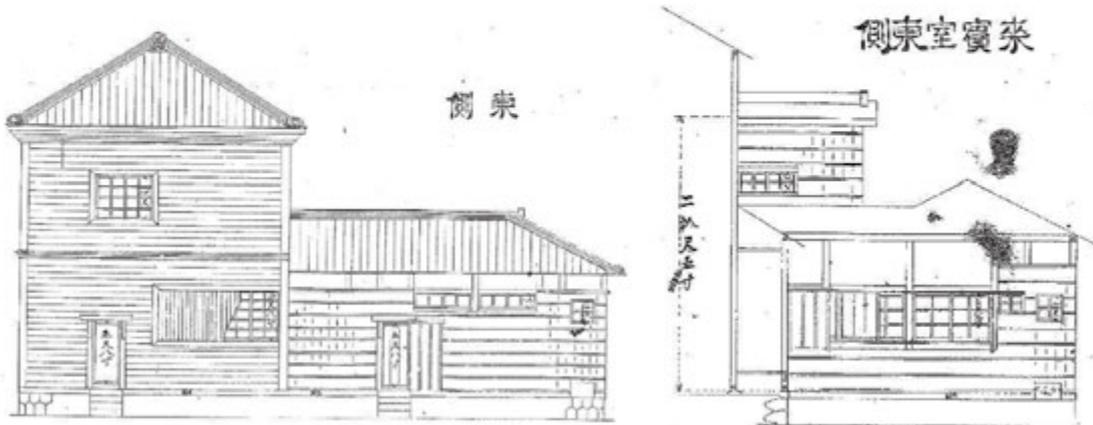
(大正5年建設当初図面)

北立面図

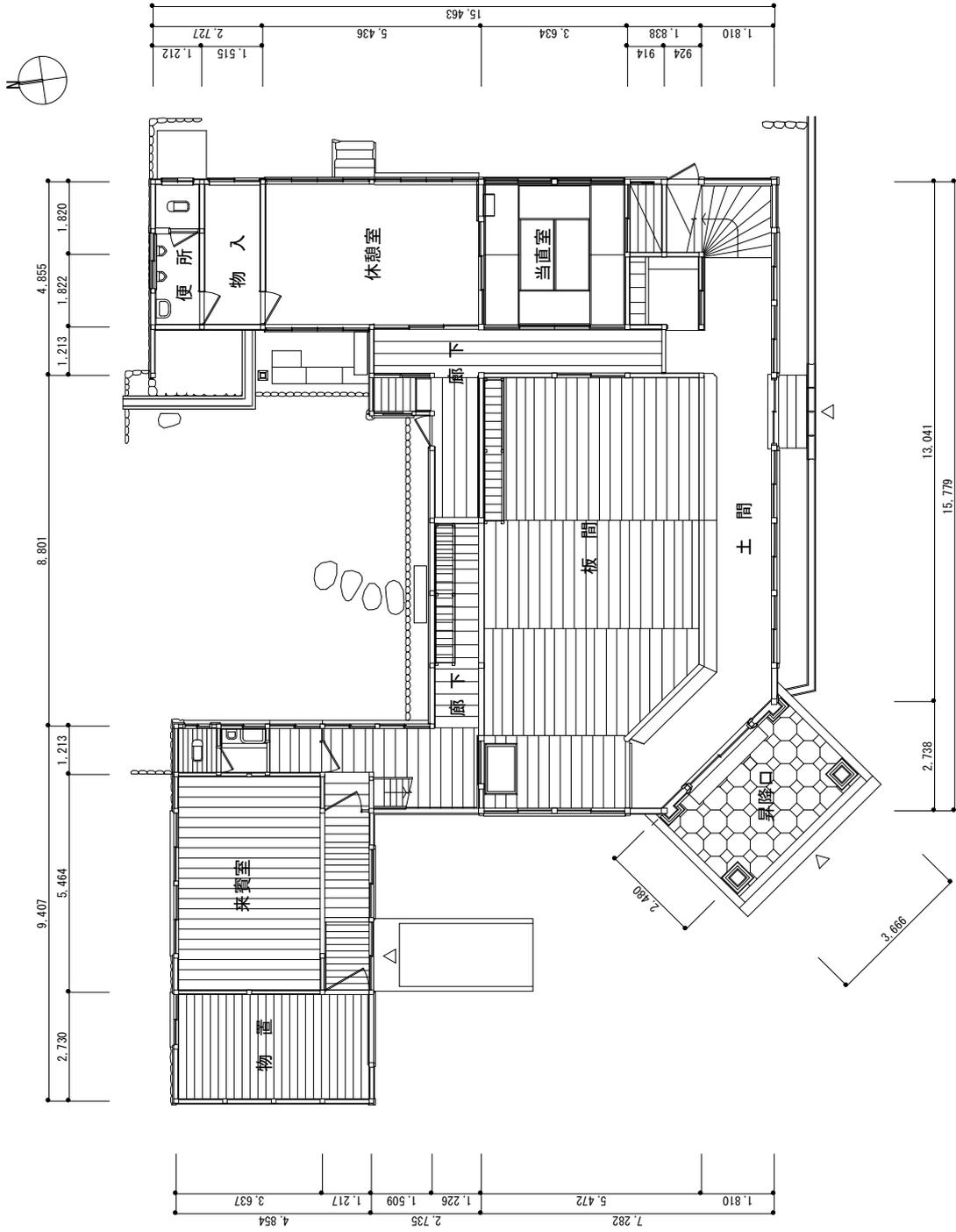


(大正5年建設当初図面)

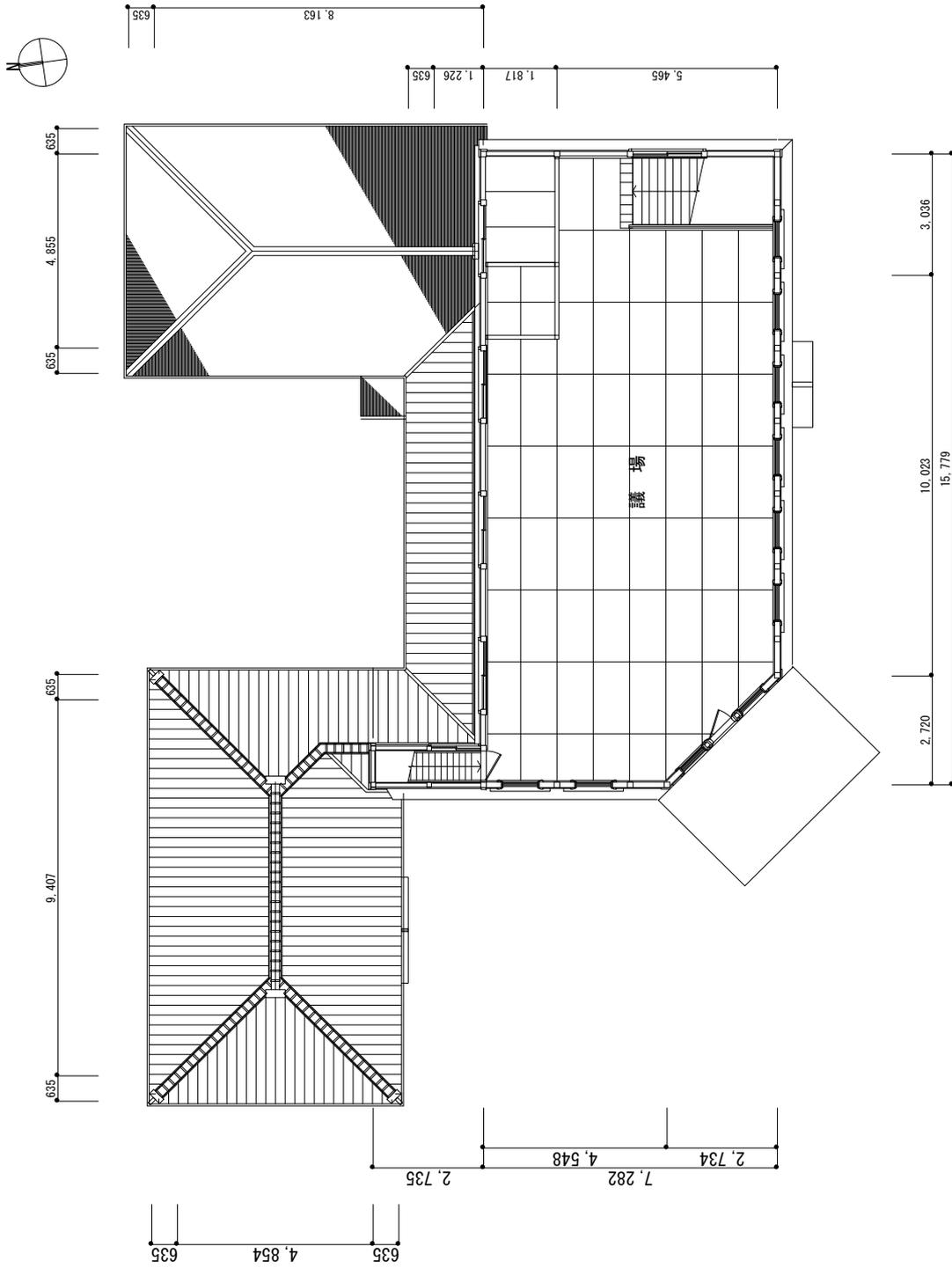
東立面図



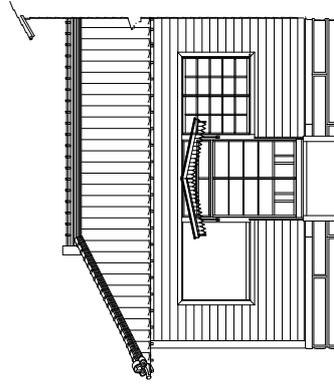
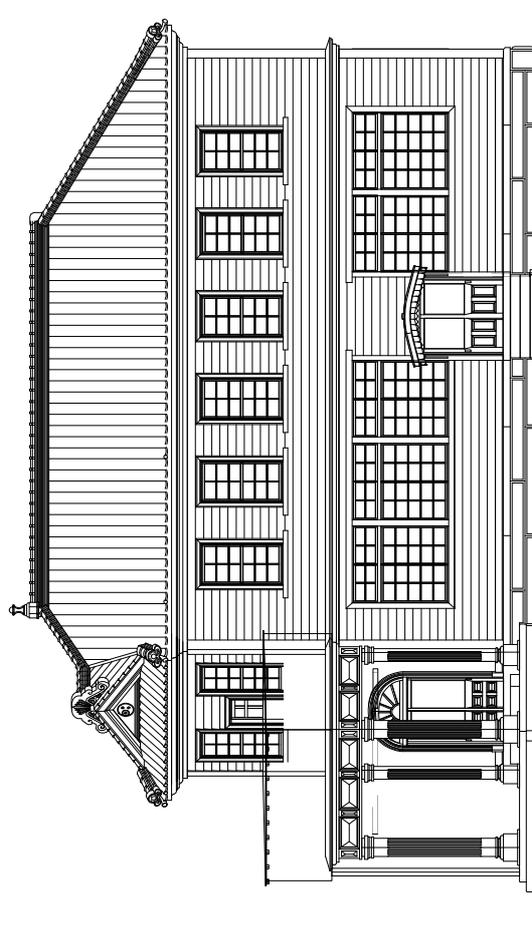
(大正5年建設当初図面)



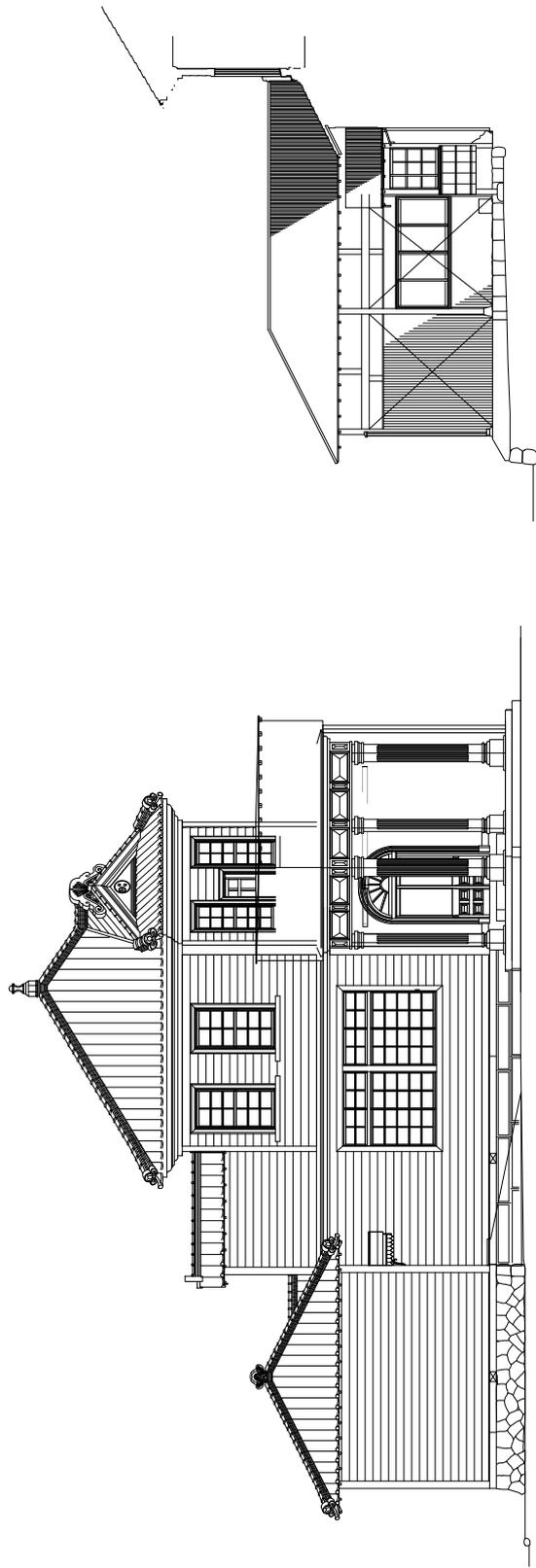
1 階平面図 (平成 20 年 3 月)



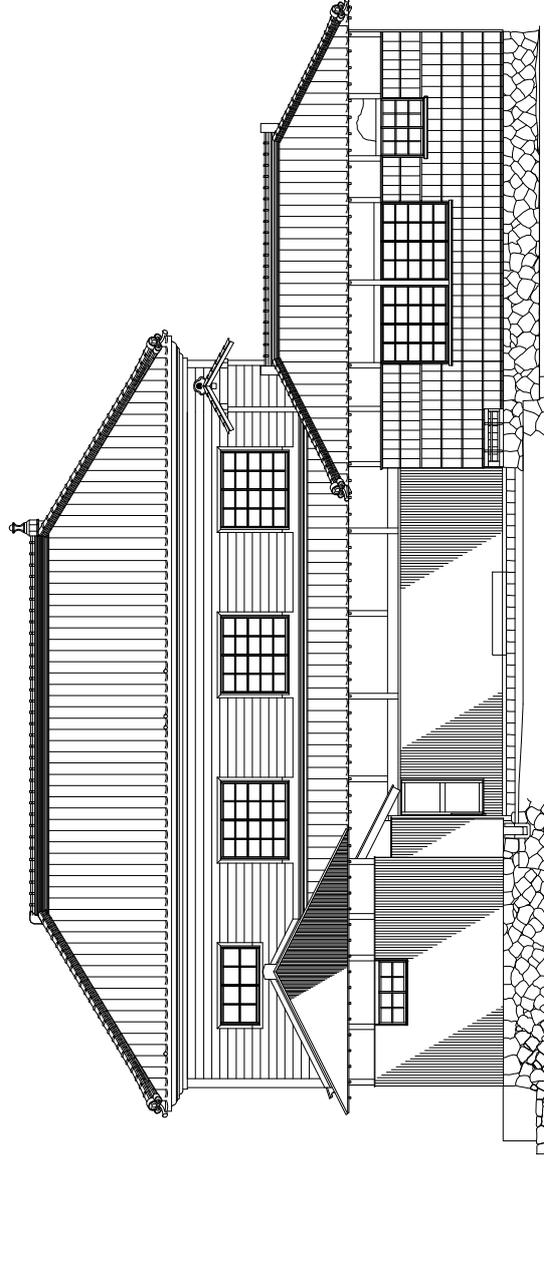
2階平面図 (平成20年3月)



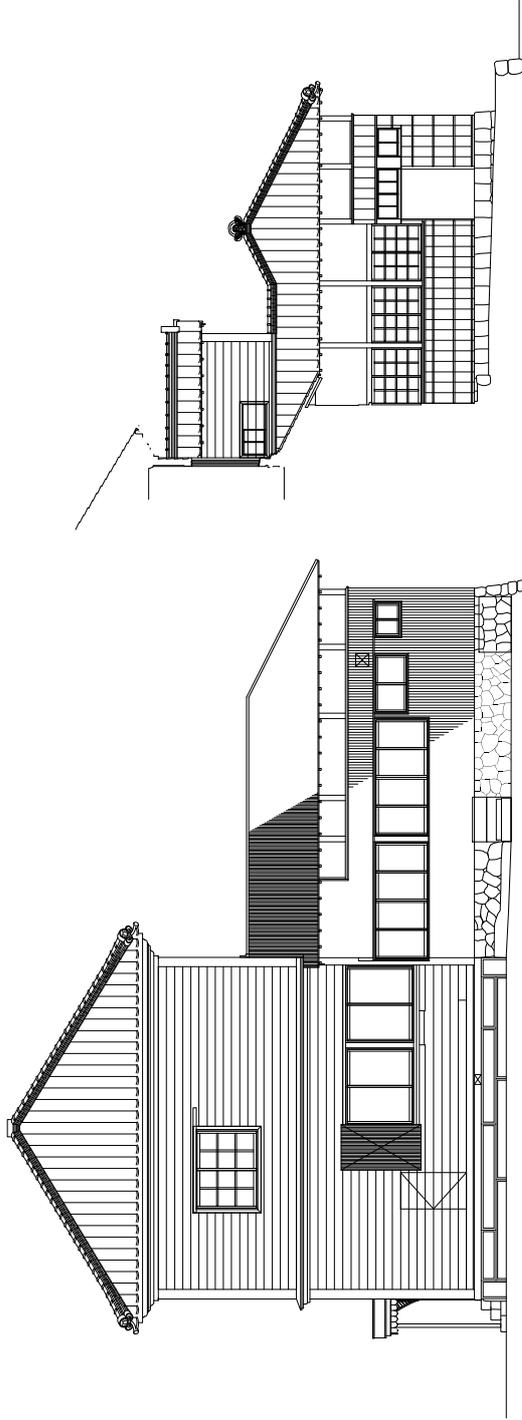
南立面图（平成 20 年 3 月）



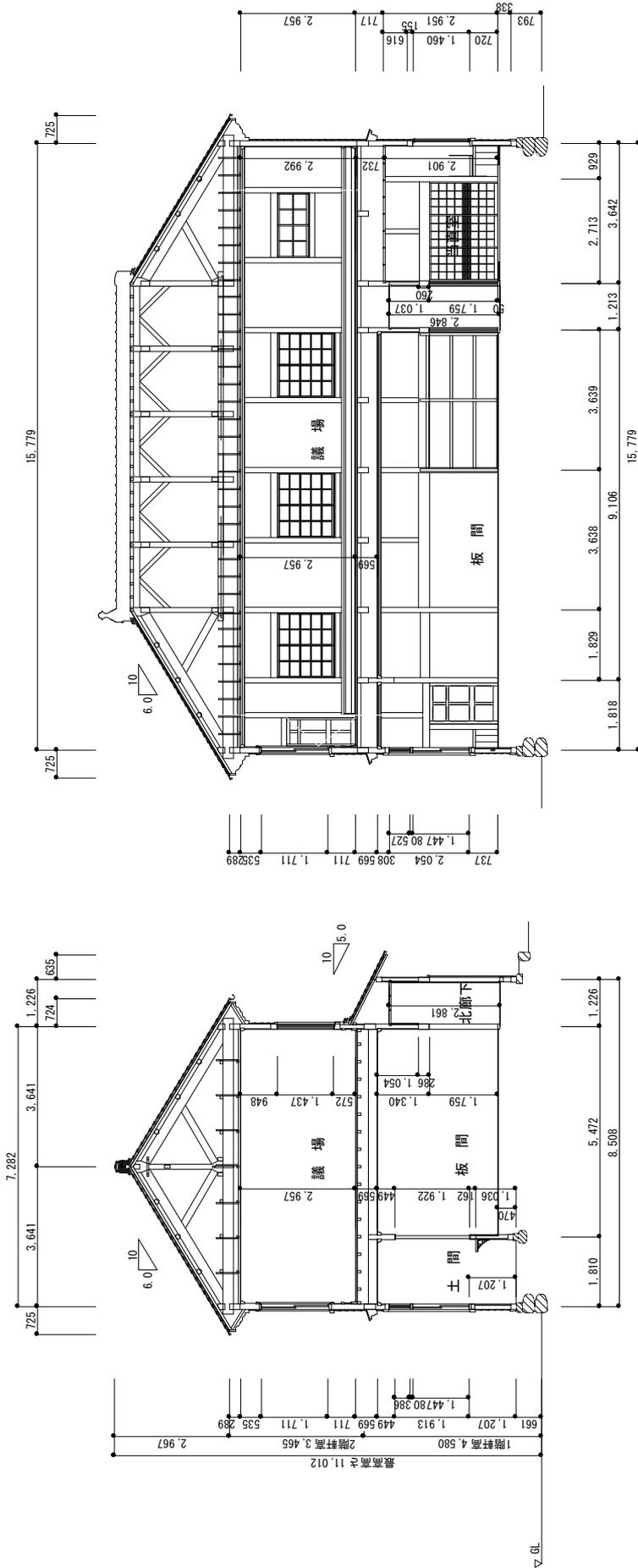
西立面图（平成 20 年 3 月）



北立面图（平成 20 年 3 月）

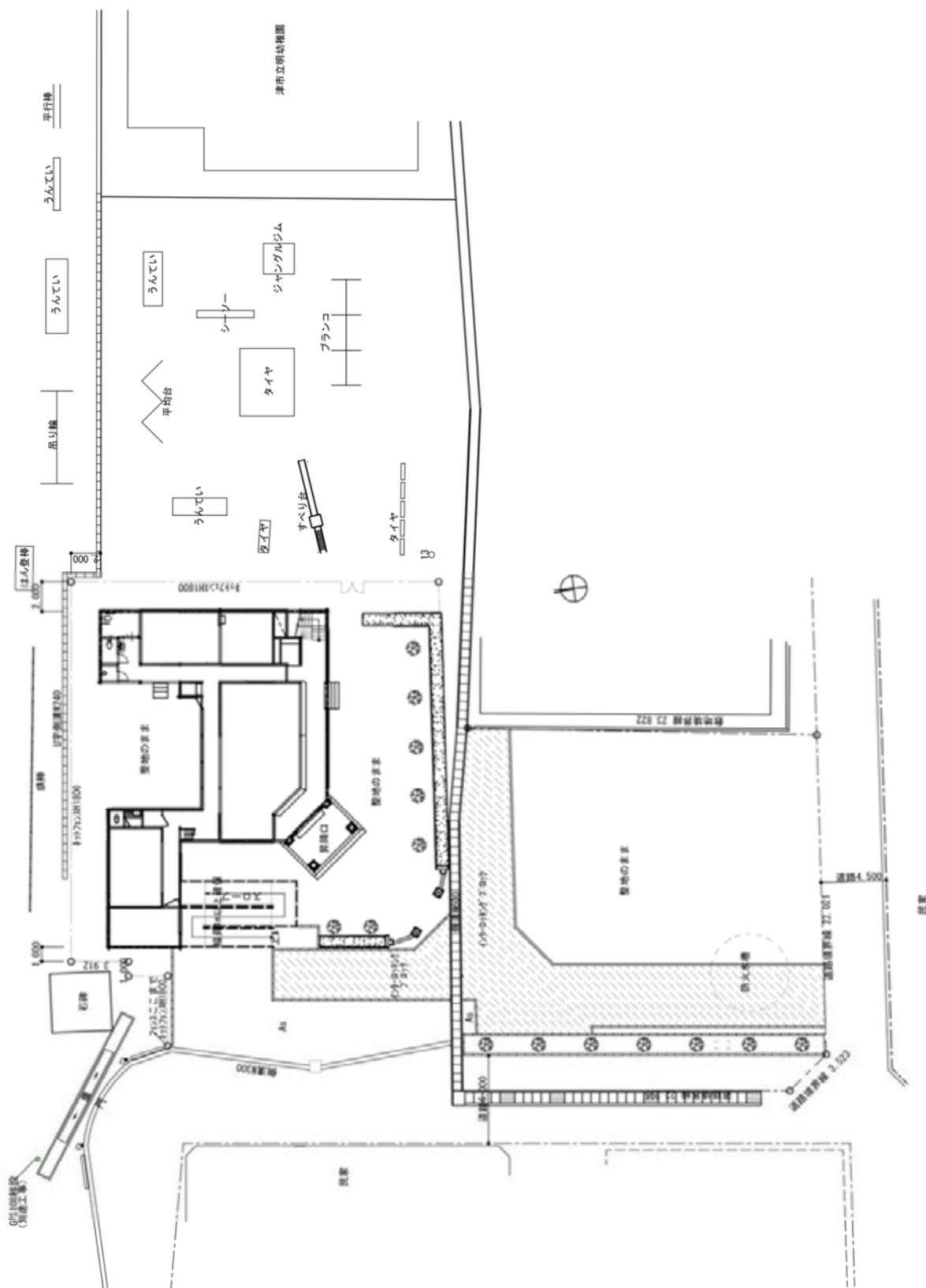


西立面图（平成 20 年 3 月）

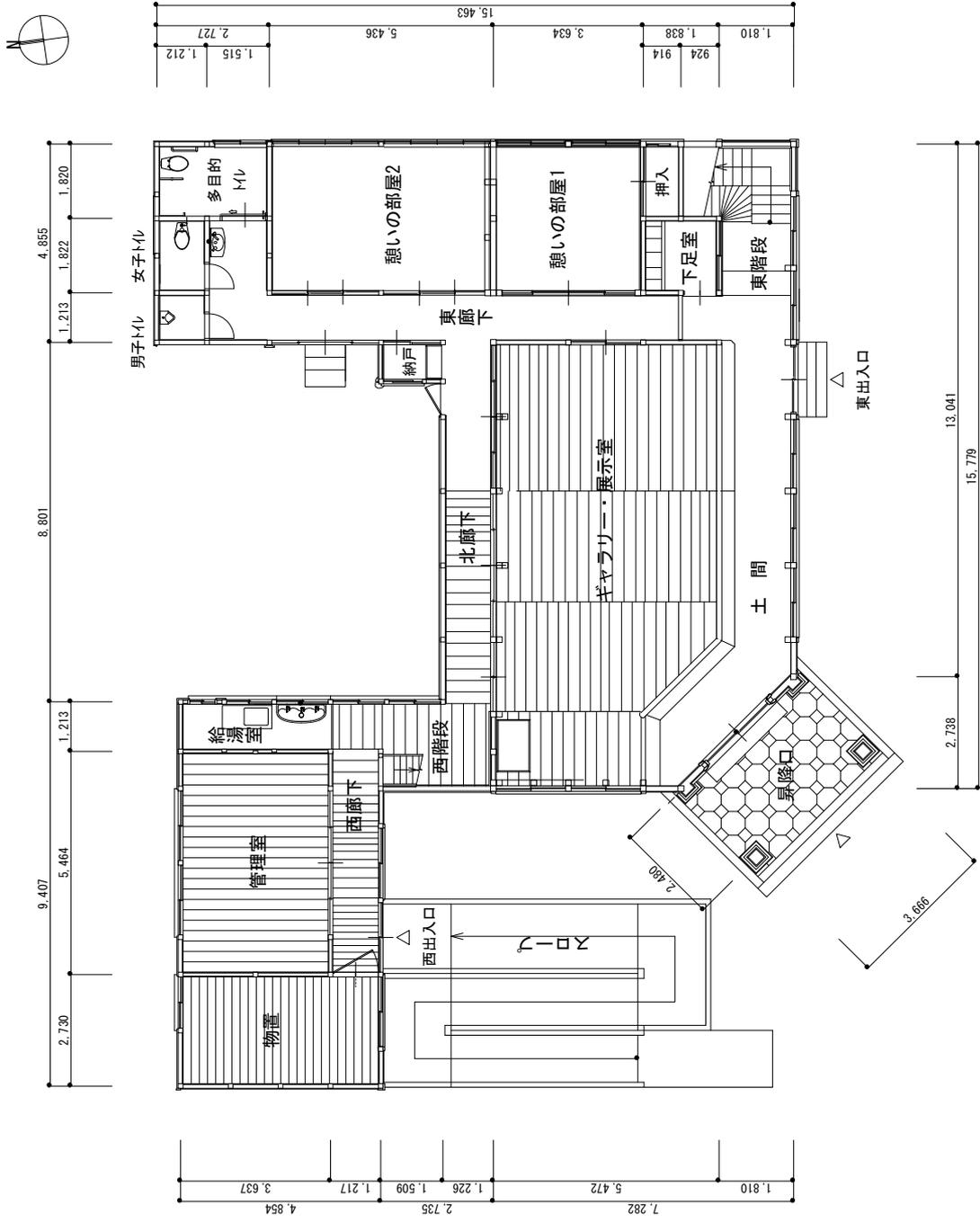


断面図 (平成 20 年 3 月)

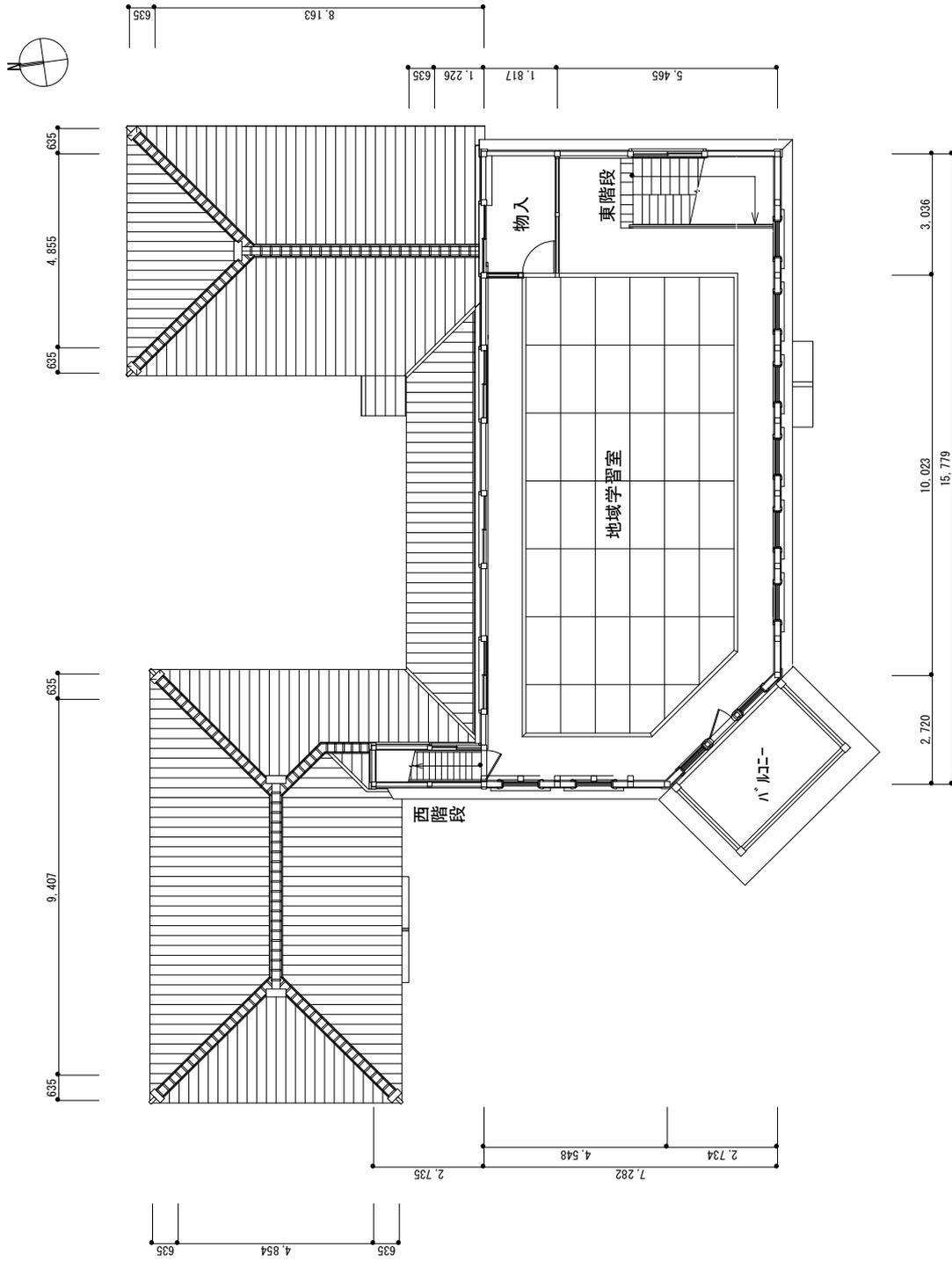
2-③旧明村役場庁舎耐震補強その他工事竣工図



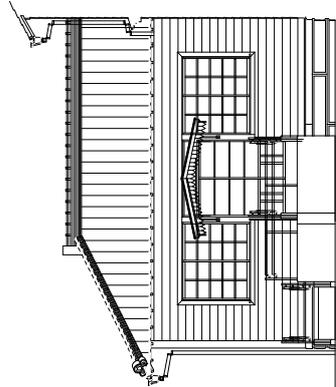
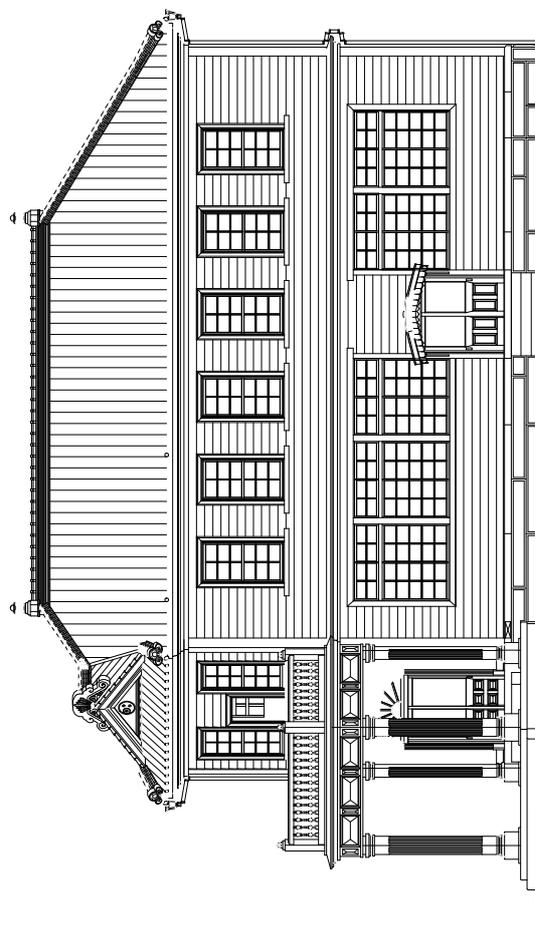
配置図 (平成 30 年 7 月)



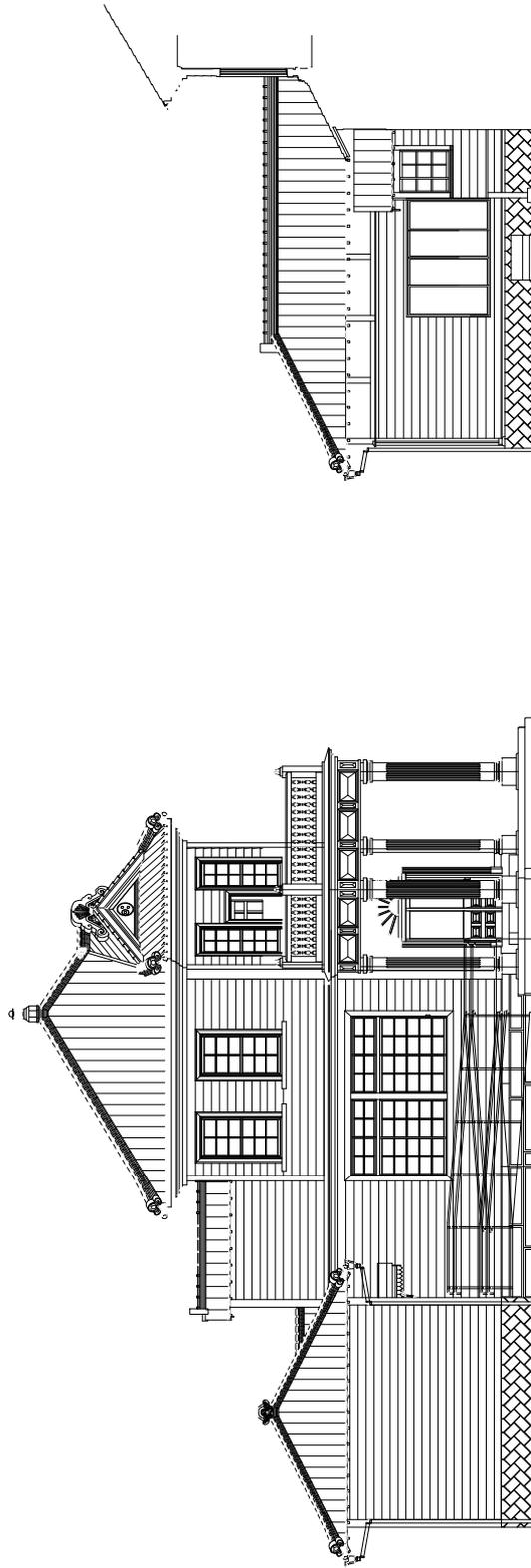
1 階面図 (平成 30 年 7 月)



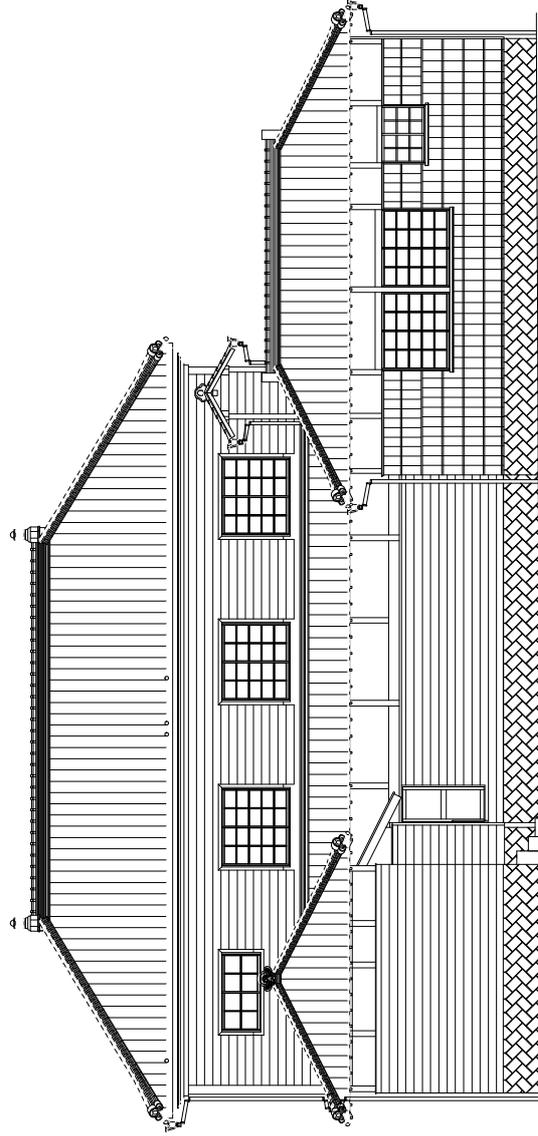
2階面図（平成30年7月）



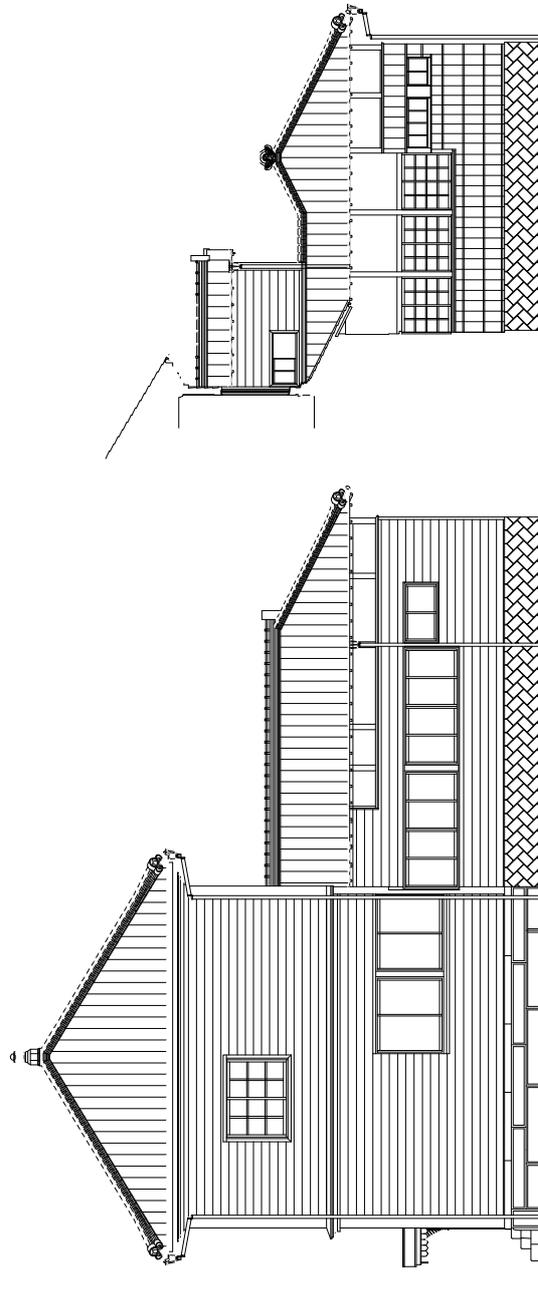
南立面图（平成 30 年 7 月）



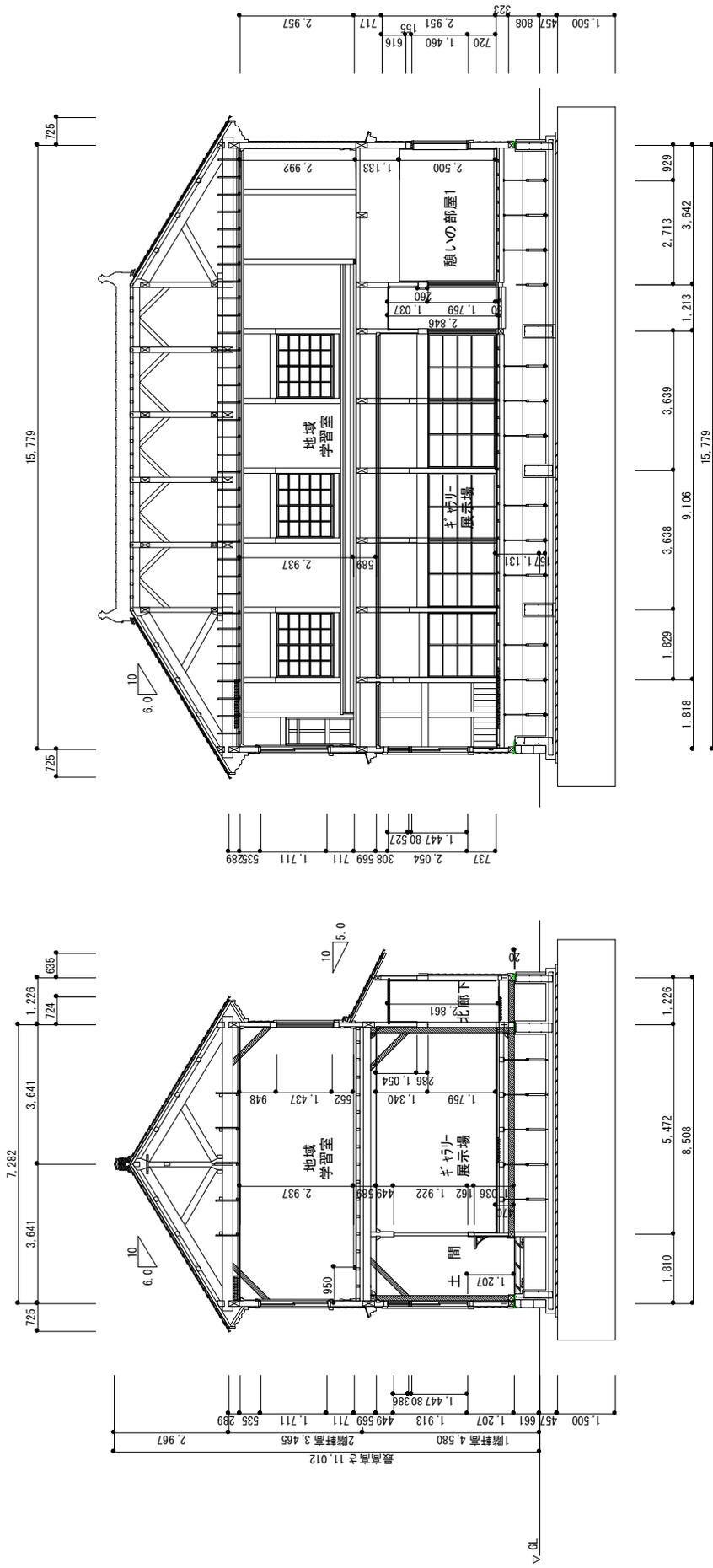
西立面图（平成 30 年 7 月）



北立面图（平成 30 年 7 月）



東立面图（平成 30 年 7 月）



断面図 (平成 30 年 7 月)

3. 写真資料

写真資料一覧（平成 17 年以前）

No.	所有者	名称等	撮影年月	仕 様	枚数	掲載頁
1	明小学校	「本村役場」	昭和 3 年頃	白黒・紙焼き 黒台紙貼り	1	参 27
		空中写真	昭和 30 年頃	白黒・紙焼き	1	参 28
			昭和 59 年	カラー・紙焼き	1	
		小学校周辺写真	昭和 55 年以前	カラー・紙焼き	1	参 30
2	個人	記念写真	昭和 26 年 12 月	白黒紙焼き	1	参 29
			昭和 30 年頃	白黒紙焼き	1	
3	個人	建物写真	昭和 52 年頃	カラー・紙焼き	1	参 30
			不詳	白黒・紙焼き カラー紙焼き	2 1	—
4	津市	建物写真	昭和 50 年代か	カラー紙焼き (個人より寄贈)	1	—
		建造物調査風景 写真	平成元年 8 月	カラーネガ (芸濃町広報課撮影)	29	参 31 参 32
5	三重県	三重県史建造物 調査記録写真	平成 9 年 1 月	白黒紙焼き	45	参 31
				カラー・紙焼き	39	



明小学校所蔵の古写真ファイルに所収。「昭和三年七月一日校新校舎落成式挙」の写真と同一頁に「本村役場」と注記された写真。子供の服装等から同時期と推定される。



同上

注. モノクロ写真のカラー化装置（株式会社サンメディア 実用新案第 3156805 号）による。



昭和 29 年竣工の明小学校講堂があり、昭和 33 年竣工の給食室がないことから、昭和 30 年前後の撮影。昭和 29 年の創立 80 周年記念か。(明小学校所蔵)



昭和 59 年（1984）撮影の明小学校の航空写真。昭和 30 年頃の写真（上）と比べると、建物南側の樹木の多くが失われている。(明小学校蔵)



昭和 26 年 (1951) 12 月 23 日に役場庁舎の前で撮影された記念写真。昇降口の両側に看板が掛けられており、植栽の松が見える。



昭和 30～31 年 (1955～56) 頃に役場村庁舎の前で撮影された記念写真。明村が合併により芸濃町に移行する前後の時期に撮影されたもの。窓枠の下に支えの棒が写っている。



昭和 52 年頃の写真（右縁の 77 は 1977 年現像を示す）。外構の南辺・西辺の植栽は低く支持柱が見られ、外壁の塗装も真新しい。大棟東端にサイレンが残る。



奥に明小学校の木造校舎が見えることから、新校舎に建替えられる昭和 55 年以前。外構西辺の植栽に支持柱が見られる。明小学校の門柱が来賓室の裏側にある。



平成元年（1989）8月1日撮影 芸濃町資料館の看板が掛かる。



三重県所蔵。県史編纂に伴う建造物調査で平成9年1月に撮影。外壁塗装の剥離が目立つ。

平成元年 8 月 撮影



<バルコニー>南東隅付近、床には金属製の床材が敷かれている。



<1階事務室>展示室に民具などが所狭しと置かれている。



<2階議場>展示棚には資料があるが、ローケースはビールで覆われている。

芸濃町資料館誕生!!

十月六日開館される

以下でまれにみる「郷土資料館」芸濃町資料館が、時あたかも文化の秋十月六日木の香も新しい表れを掲げ、開館、内外多量の参観者を招き、好評を博しました。

想えば、丁度一年前、先人たちの文化遺産を大切に保存し、教育の場に活用しようとの企画し、町民各位のご協力をお願いした結果、多数の方々より貴重な品物が数多く集まりました。その点数約四〇〇〇点、資本金約一〇〇万円、その数々の品物の種類も一応整理され、開館の運びに至ったのであります。ここに開館された方々に対し深くお礼申し上げるとともに、芸濃町資料館の発展をお祈りして町民皆様の「一層のご協力をお願いいたします。

◎名称 芸濃町資料館
◎設置場所 芸濃町林一(白明支所)



◎目的 ○芸濃町文化を大切に保存し、後世にひきつぎ、世にひきつぎ、育の学習資料に役立てる。
◎展示品の内容 ○町内先人たちの利用した資料各種が陳列されている。
◎その他(消火器、信号機や以上の如きものでありますが、今後一層充実発展のため組織の確立を期す)

◎資料目録(て、食料、行燈、ランプ、織物、酒具、たじ、機、まひつ、物指等)
◎農具(くわ、石うす、すげがき、あ、干し、排水機、田すき、大鋸、みまさ、まゆくり、万力等)
◎衣服(へらみしも、軍帽、消防服)

防室(通学、通学ばかま等) 書籍(教科書、古文書、証書、十八史等) ○貨幣(明治、大正、昭和、戦中、戦後) ○写真(河内文化財、史蹟等の写真) ○その他(消火器、信号機や以上の如きものでありますが、今後一層充実発展のため組織の確立を期す)



行い運営に力を尽くして行く計画をもち、ますます発展に努められる資料館づくりのため、今一度是非ご参加下さい(誰でも自由に参加できます)として、いろいろご意見をお寄せ下さる事を願っています。

昭和45年10月 芸濃町資料館の開設(『芸濃町広報』第158号 昭和45年11月1日) 開設当初より現在とほぼ同じ展示棚が整備されている。

グループ名	開講日及び内容	場所	目 標
自動車グループ	・十日、十七日、二十日、二十一日、四日、二十一日	明小学校	(イ)午前八時より十時半まで構造及び法規実施 (ロ)十一時より四時まで実技実施
農業土木グループ	・廿五日 積の実技及び求 積のコンパス測量 積のコンパス測量	右全	(イ)開講時は何れも午後一時
農機具グループ	・十一日 コンパス各部 の名称及び求 積の方法につ 積のコンパス測 量	職業セン ター	(イ)本月はコンパス測量を実施する (ロ)実技に利用する場所は当日決定 する。
畜産グループ(養豚)	・七 日 空冷エンジンの 構造及び原理 の順序と ・十四日 分解の順序と ・廿一日 故障修理の 方法と実 ・二十八日 方(古いスケ タ)を利用	右全	(イ)本月は空冷エンジンについて実 施する (ロ)開講時は午後一時
園芸グループ	・八 日 日県種畜場の見 ・十三日 飼料の研究 ・二十日 エンシレー ・二十八日 飼育状況の 見学及発表	右全 職業セン ター	(イ)飼育管理させる (ロ)開講時は何れも午後一時 (ニ)種畜場の見学は追って通知する (三)飼育状況の見学細部は二十日に 決定
種芸グループ	・十一日 春蒔果菜の早 出技術の研 ・十六日 右全 ・十七日 右全 ・廿六日 右全	職業セン ター (明支所) 右全	(イ)育苗木等については二月実施予 定 (ロ)何れの日も午後一時
種芸グループ	・十三日 明地区 ・十四日 椋本地区 ・廿一日 調査データ により研究	安西小学 校 (明支所) 職業セン ター 職業セン ター	(イ)土性及び土壌の調査方法等の指 導は上記のように実施するが以 後は各地区グループに於いて夫 々実施すること (ロ)調査は一月末日までに完了する (三)よう努力すること (四)十二日、十三日、十四日は午前 九時、三十一日は午後一時

職業教育センターの昭和35年1月の事業計画(『芸濃町広報』第28号(昭和35年1月1日) 各グループに分かれて活発に活動している。

河 藤 郡 (102)

【土地戸口】(區劃) 福徳、萩原、楠原、林、楠平尾、中尾、忍田、(面積)一七、〇〇〇方尺、(戸口)五〇四戸、二八〇人、(耕地)田三三町畑一五町
 【産物】(年額)六六、六〇〇圓、蕎麥三、〇〇〇圓、其他二五、六〇〇圓
 【二年度歳計豫算】三〇、六八圓
 【名所】石山觀音、忠魂碑、普門寺境内、忍田橋
 【名物】普門寺本尊及幽霊の片楠の由來
 【村吏】(長)前田菊松、(助)松田清吉、(牧)山田徳三郎、(書)杉谷宗五郎、前田豊七郎、西川勘次郎、(技)竹尾重右衛門、楠井利郎、山本義亮
 【村議】岩間新治郎、波多野源吉、坂田與惣次、山田健次郎、竹尾眞郎、駒田瀧藏、竹尾淺右衛門、竹尾周治、駒田清十郎、駒田新次郎、前田菊松
 【區長】福徳區落合新次郎、萩原區岩間新次郎、楠原區川北寅吉、林區松田秀一、楠平尾區岩地眞衛、中尾區家木忠吉、忍田區前田信太郎
 【翼賛】(常務委員)松田清吉、岩間慶太郎、坂熊太郎、家木次郎、竹尾信太郎

【方委】坂田與惣次、森田徳次郎、前田信太郎
 【團體】(農)前田菊松、(産)竹尾眞郎、(畜)前田菊松、(郷)石井朝男、(警)竹尾眞郎、(軍)川北安平、(男)前田菊松、(女)同、(日)同、(愛)林道子、(國)澤井ちやう
 【學校】明國民學校、明青年學校、(長)井上辰夫、(教)林伊十郎
 【神社】村社事忘神社、浦野菘松、戸野慶助、明神社、川北安平、(寺院)天臺宗淨蓮寺、眞弓覺恩、眞言宗普門寺、布留法嚴、禪宗永隆寺、横井温教、眞宗新立寺、高島廣淨
 【役場】四條 (電) 神戸一三
 【土地戸口】(區劃) 西條、三日市、道伯、地子町、安塚、寺家、(面積)五七、〇〇〇方尺、(戸口)一、九〇〇、(一、九〇〇人、(耕地)田三三町畑一五町
 【産物】(年額)一、〇〇〇圓
 【二年度歳計豫算】一、九七三圓
 【名所】本山兼帶所如来寺

飯野村

『伊勢年鑑』昭和17年 昭和16年10月発行であり、同時期には三役以外には職員が6名であることが分かる。

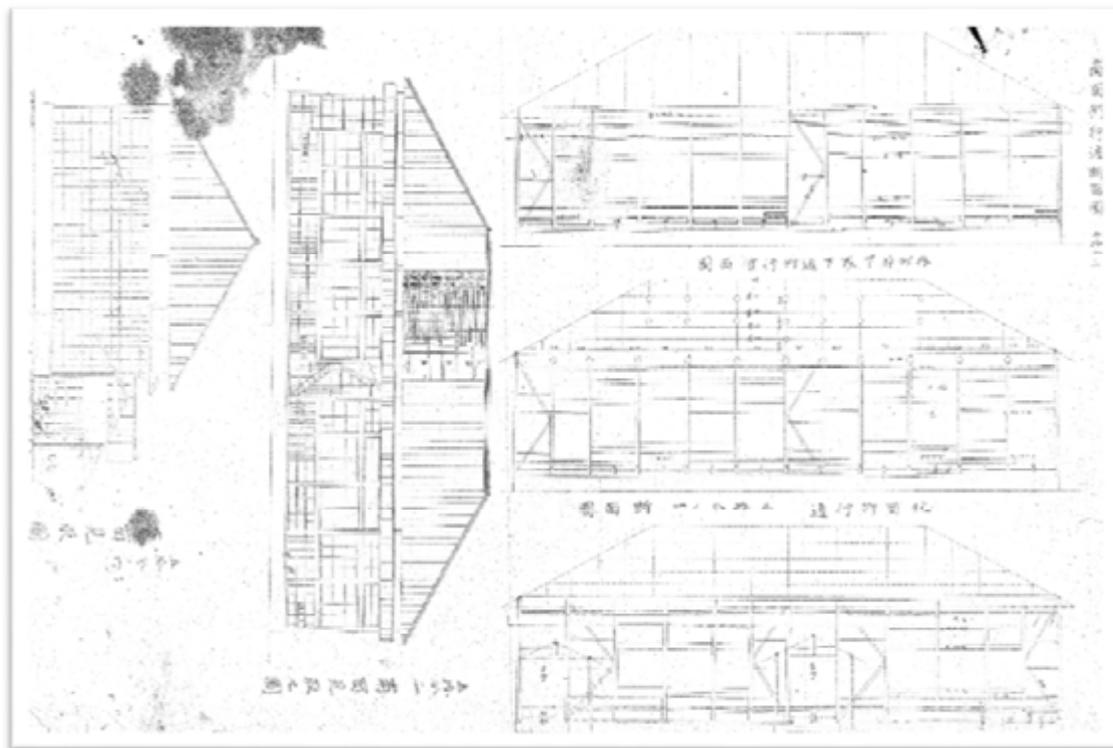
15. 行 財 政						
歳 入			歳 出			
費 目	24年度	25年度	費 目	24年度	25年度	
総 額	4,715	6,373	総 額	4,609	5,924	
市 町 村 税	3,194	5,475	会議費役場費	1,736	2,083	
國縣支出金	770	770	警察警防費	136	572	
公企業及び財産 收入	0	0	土 木 費	325	416	
市 町 村 債	-	-	社会及び労働 施設	369	764	
その他の歳入	751	128	保健衛生費	42	37	
			産業経済費	497	465	
			教 育 費	1,353	1,399	
			その他の歳出	151	188	
税 負 擔 (25年度)			職 員 數 (25.12.31)			
	税 額	一 戸 当 担 一 稅 負 担	一 人 当 担 稅 負 担	總 數	役 所 場 本 歴	出 張 所 又 是 支 所
總 額	6,218,946	9,793	1,887	12	-	
縣 稅	743,561	1,171	225	11	-	
市 町 村 稅	5,475,385	8,622	1,662	1	-	

『三重県市町村勢要覧』昭和27年刊 昭和25年12月現在で職員が12名であり、昭和16と比べて倍増していることが分かる。

本醫學、醫師、一
浦野 甚松 明9、
 勳八功七、事忌神社社
 掌、明村。
瓜生三次郎 明13、
 村會議員、玉垣村
瓜生 精一 明6、
 從六勳六、元郡長、若松
 村
尾藤吉右衛門
 勳七、三重縣
 栗眞村
大井 滋子
 國婦分會長、
大泉磯五郎
 高岡神社社
 村
伊助 明 16、
 小學校長、椋本
 心、(家城)



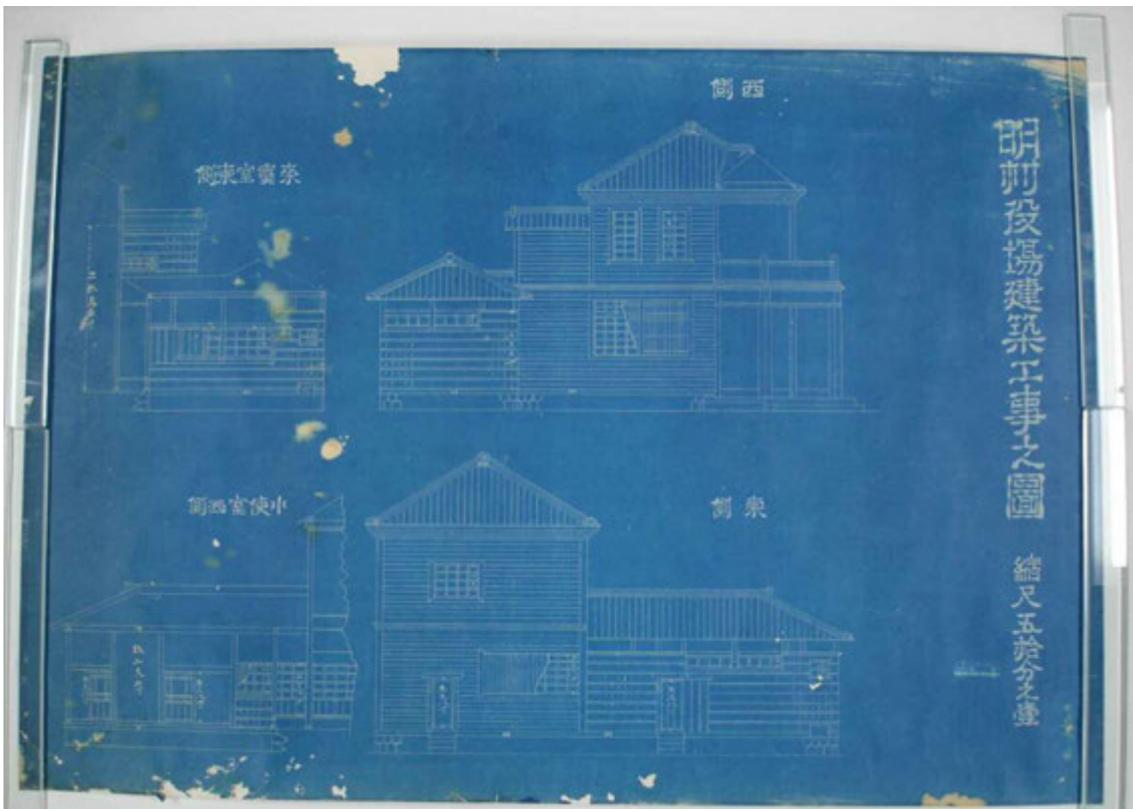
左：『伊勢年鑑 別冊』（昭和14年刊）の人名録に浦野甚松の名がある。
 右：浦野氏の使用したT形定規。昭和二年の明小学校新築記念の墨書がある。



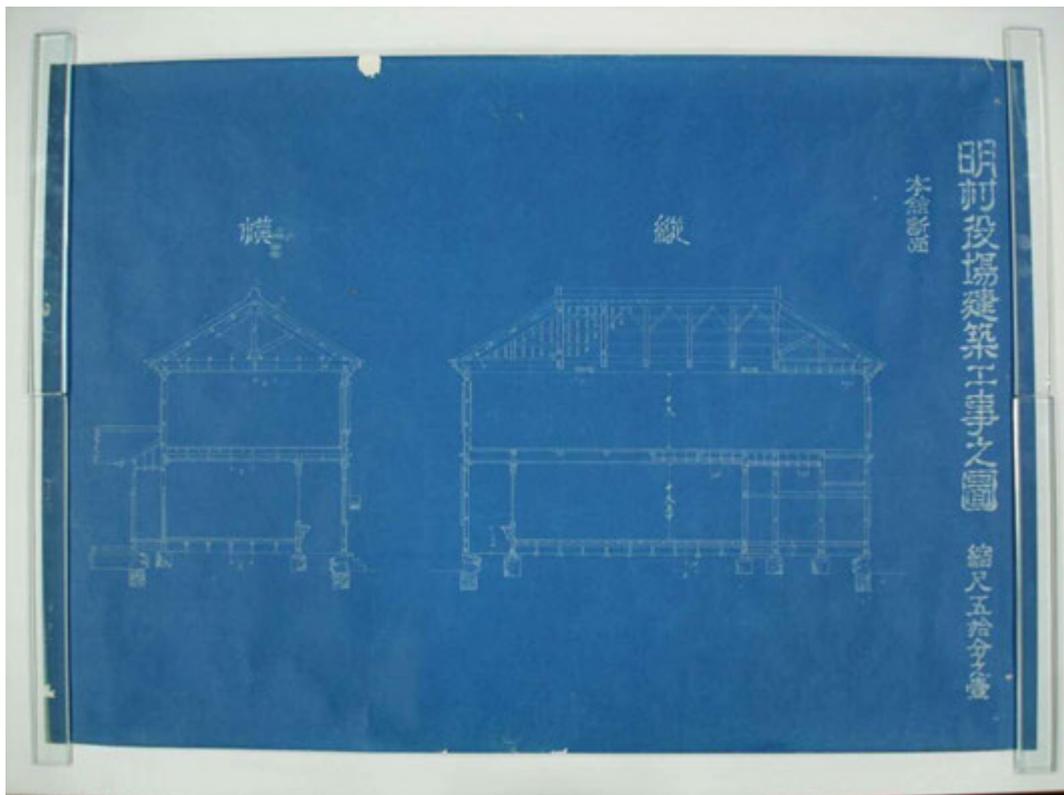
浦野氏旧蔵の明小学校図面（全6枚の内の1枚）。設計図ではなく施工図か。



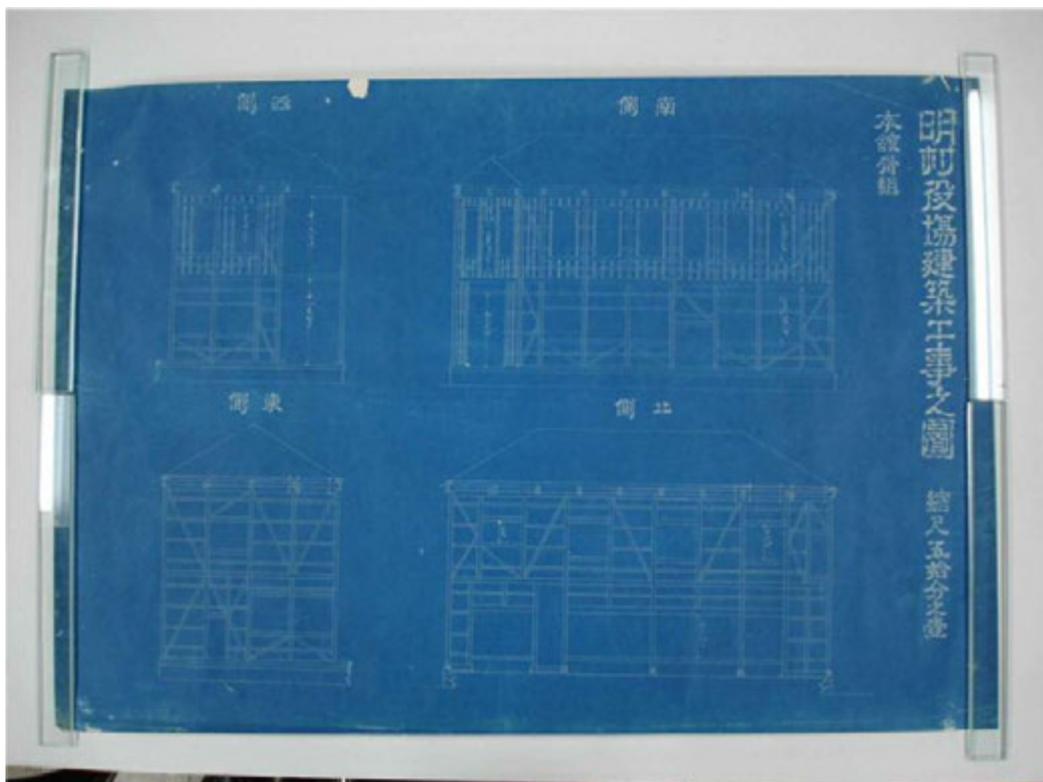
明村役場設計図①（南側立面・北側立面 1/50）



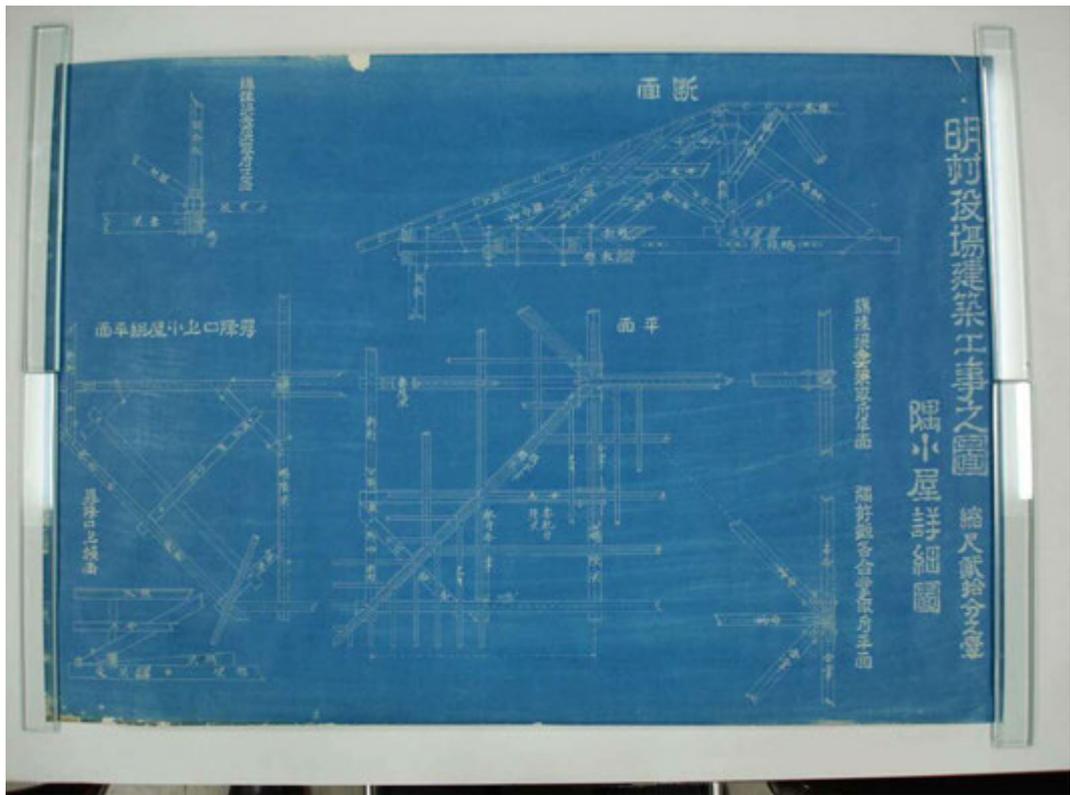
明村役場設計図②（西側立面・東側立面 1/50）



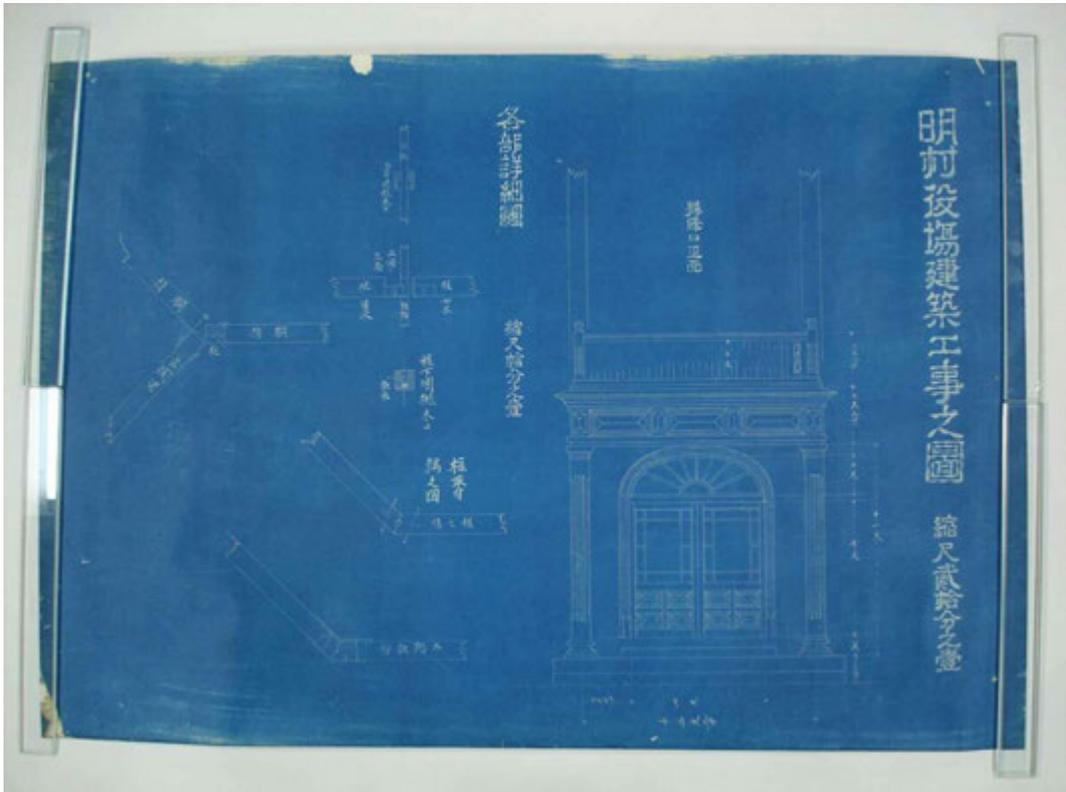
明村役場設計図③（本館断面図 1/50）



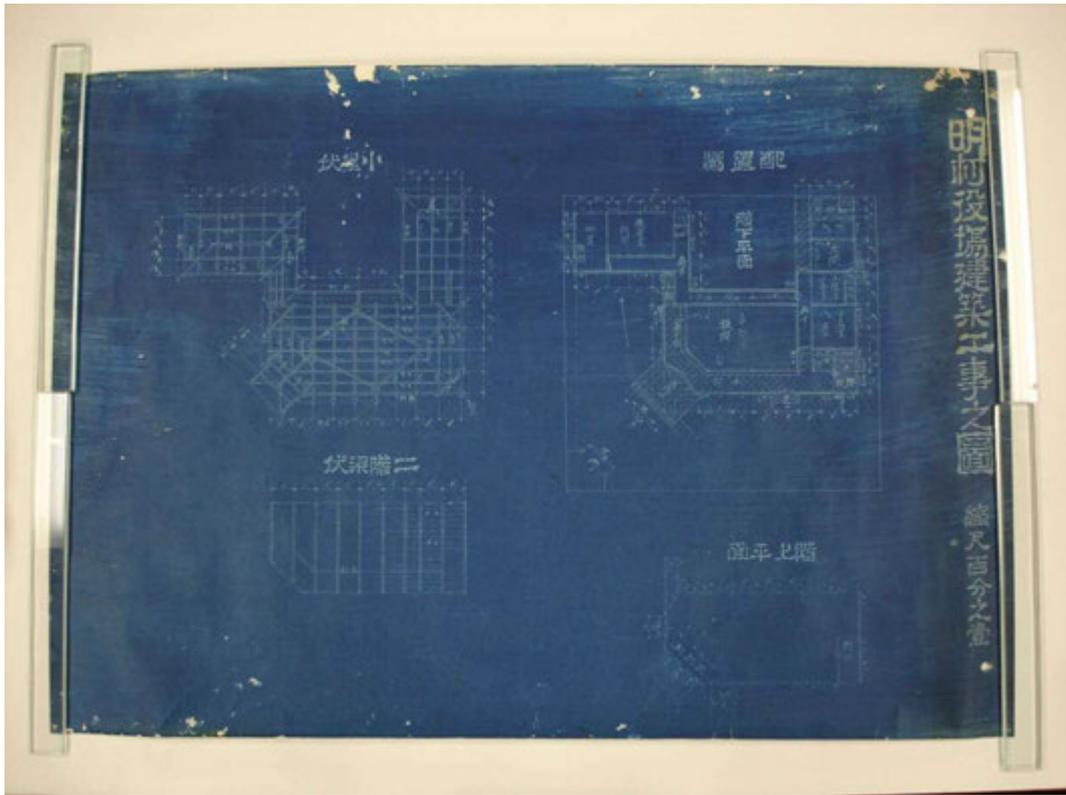
明村役場設計図④（本館骨組図 1/50）



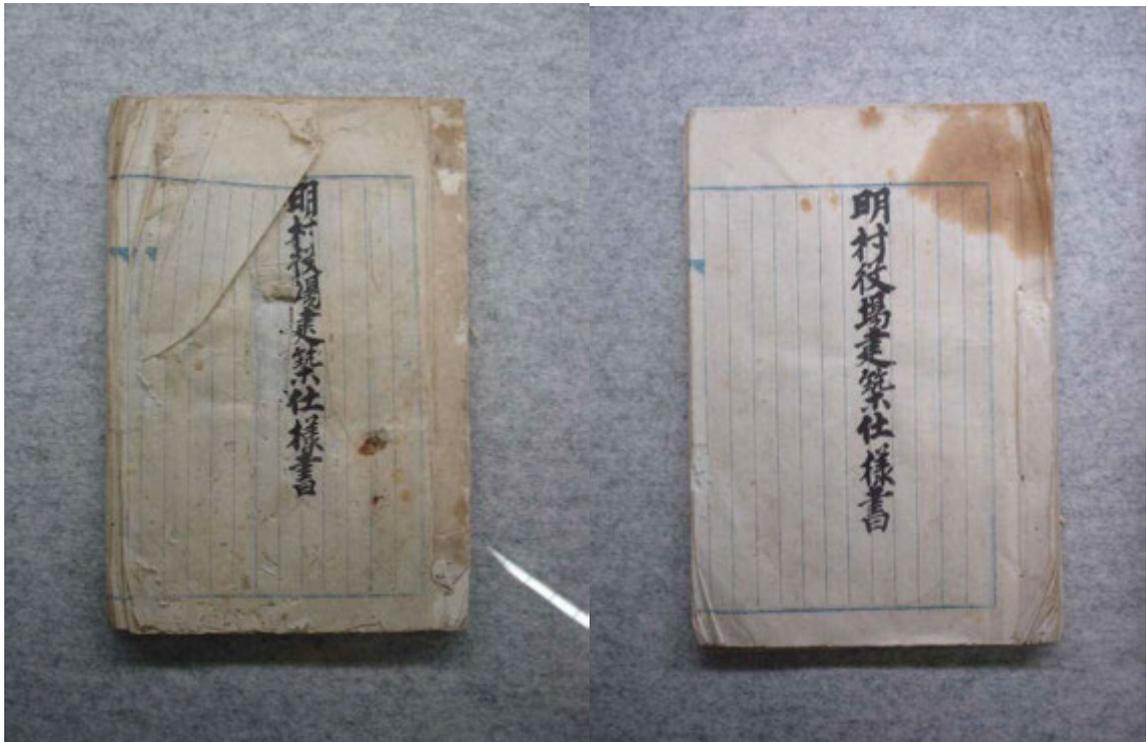
明村役場設計図⑤（隅小屋詳細図 1/20）



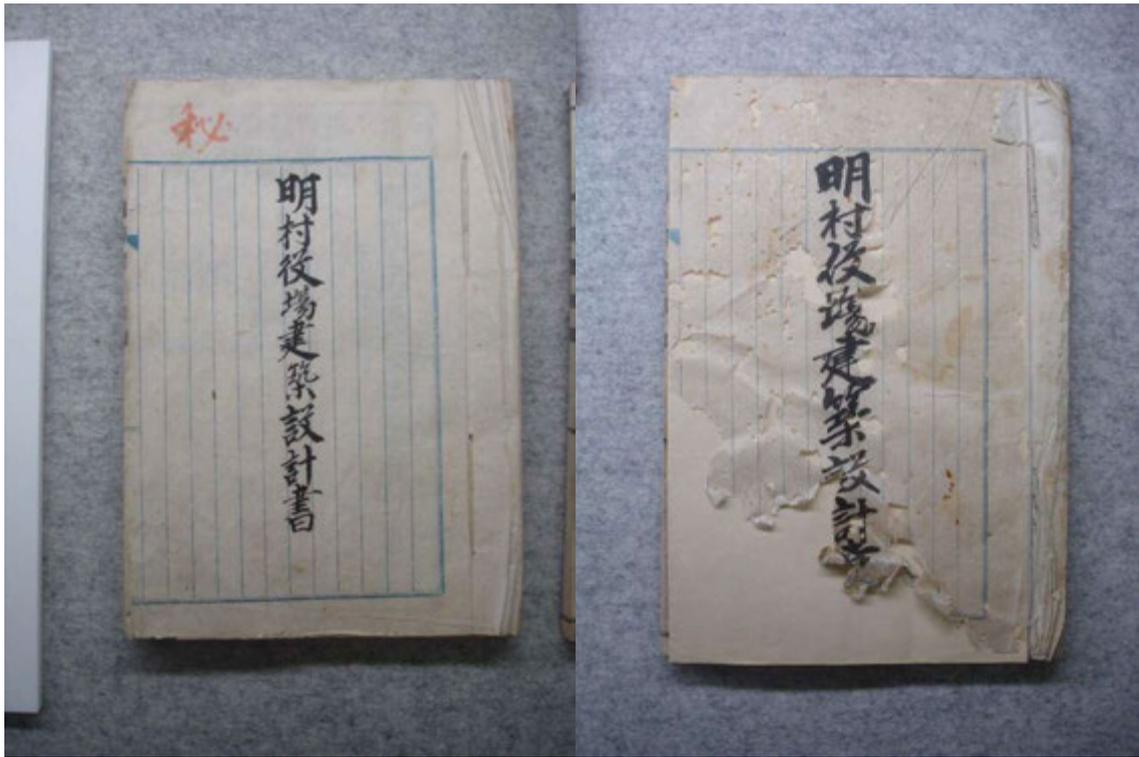
明村役場設計図⑥（各館詳細圖 1/20）



明村役場設計図㊦（配置図・階上平面・小屋伏図・二階梁伏図 1/100）



明村役場建築仕様書（同じものが2部残る、内容は同じ）



明村役場建築設計書（ほぼ同じものが3部残る、右は単価の記入あり、左は合計の記入あり）



明村役場建築設計書（ほぼ同じものが3部残る、単価・合計の記入なし）

4. 保護に係る手続き関連

(1) 現状を変更しようとする場合の手続き

① 予め文化庁長官に届出を要する行為

保存修理等にあたって登録有形文化財（建造物）の現状を「文化財としての価値がある部分」の位置や形（形状・材質・色合いなど）を変える場合で、移築する場合や変更する範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合には、現状変更しようとする日の30日前までに届け出が必要となる。（法第64条、規則第14条、第15条、第16条の規定による）

なお、届出を行った現状変更の内容で、仮に文化財としての価値を損なう可能性があった場合、文化庁による指導、助言または勧告が行われる。

7. 保存修理等にもともなう復元的行為	<p>復元的行為とは、当該文化財建造物の建設当初の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為である。</p> <p>既存及び新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理若しくは活用のための改修工事等に際し、復元的行為を行うことを検討する。</p>
4. 保存管理、活用上の行為	<p>保存管理、活用上の行為には、主に利用者の利便性、安全性確保のための内装の改修、設備改修、構造補強などがあげられる。当該文化財建造物は登録有形文化財（建造物）であるため、「通常望見できる範囲」の4分の1を超える変更がなければ届出の必要はないが、現在残されている内部意匠等にも文化財としての価値を見出す意見もあるため、改修等にあたっては、復元的行為も含め十分に検討したうえで実施する必要がある。</p>

② 届出を要しない行為

7. 維持の措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第1号の規定による）維持の措置としては、次のような行為が想定される。	<p>ア) 登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）や内装のみについて模様替えを行う場合。</p> <p>イ) 雨漏りや壁のひび割れといった毀損の発生や拡大を防止するために工事等を実施する場合。</p> <p>ウ) 文化財保護法以外の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合。</p> <p>なお、維持の措置にかかる行為の場合、施工範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超えても、現状と同じ材料・工法を用いるものについては、届出の必要がないものとされている。</p>
4. 非常災害のための必要な応急措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第3号の規定による）	<p>非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後に復旧工事として実施するもの全てが該当する。</p> <p>ただし、非常災害で甚大な範囲の破損等が発生した場合は毀損届を提出する必要がある。</p>

(2) 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損のおそれが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあつては、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。

(3) その他の手続き

① 管理に関する届出等

7. 管理責任者の選任 (法第60条第2項、規則第5条の規定による)	登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととされている。(法第60条第1項) しかし、特別の事情があるときは、登録有形文化財の所有者は適当な者を管理責任者に選任することができることとしており、管理責任者を選任したときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
4. 管理責任者の解任 (法第60条第4項及び第31条第3項、規則第6条の規定による)	特別の事情により選定した管理責任者を解任するときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
ウ. 所有者の変更(法第60条第4項並びに第32条第1項、規則第7条の規定による)	登録有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、かつ、旧所有者に対し交付された登録証を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
エ. 管理責任者の変更 (法第60条第4項並びに第32条第2項、規則第8条の規定による)	登録有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、管理責任者を選定した時に行う届出を別途提出する必要はない。
オ. 所有者または管理責任者の氏名若しくは名称または住所変更 (法第60条第4項並びに第32条第3項、規則第9条の規定による)	登録有形文化財の所有者または管理責任者は、その氏名若しくは名称または住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称または住所の変更が登録有形文化財の所有者に係るときは、届出の際登録証を添えなければならない。
カ. 所在場所の変更 (移築)	ア) 届出が必要な場合(法第62条、規則第11条、第12条の規定による) a 予め届出が必要な場合 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて文化庁長官に届け出なければならない。 b 所在場所変更後に届出可能な場合

	<p>火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合、その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合。</p> <p>この場合の届出は、規則第11条第1号から第7号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更したのち二十日以内に行わなければならない。</p> <p>1) 届出を要しない場合(法第62条ただし書、規則第12条の規定による)</p> <p>a 法第64条第1項の規定による現状変更の届出を行ったうえで、現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。</p> <p>b 法第62条の規定による所在場所変更の届出をして、所在の場所を変更した後、届出の書面に記載した移動場所へ移動するために所在の場所を変更しようとするとき。</p>
<p>キ. 文化庁へ管理に関し技術的指導を求める場合(法第66条、規則第21条の規定による)</p>	<p>所有者の求めに応じて実施される。</p> <p>なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。</p>

② 修理に関する届出等

<p>7. 修理に関し技術的指導を求める場合(法第66条、規則第21条の規定による)の設置</p>	<p>所有者の求めに応じて実施される。</p> <p>なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。</p>
<p>1. 現状変更を伴う場合</p>	<p>(2)－①、②参照。</p>

③ 滅失・毀損の届出等

<p>(法第61条、規則第10条の規定による)</p> <p>登録有形文化財建造物が、何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は、所有者は、毀損の事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届出なければならない。</p> <p>ただし、所有者の裁量で修理が可能な範囲で破損等の範囲が甚大なもの以外については、適宜判断する。</p>

④ 計画の改訂手続きについて

<p>7. 改訂手続きの原則</p>	<p>津市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化(支所業務の今後の動向等)を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しを行う。</p> <p>また、防災に係る部分については、機能や用途、管理体制の変更</p>
--------------------	--

	<p>に応じて再検討し、見直すものとする。見直しに当たっては、文化庁並びに三重県教育委員会、その他関係機関と事前に協議を行うものとする。見直された計画は、三重県教育委員会を經由し、文化庁へ提出する。</p>
<p>イ. 検討会議の開催の設置</p>	<p>計画の見直しに当たり、計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、津市教育委員会はその内容を検討するため学識経験者等から構成される検討会議を開催するものとする。</p> <p>ただし、実務的(建造物の部分及び部位の保護基準等の変更など)な見直しの場合はその限りでない。</p>

5. 平成 29・30 年度耐震補強工事に伴う歴史調査報告

平成 29 年度から平成 30 年度にかけて行われている「旧明村役場庁舎耐震補強その他工事」に伴う歴史調査の報告を行う。

本工事は、平成 28 年 3 月に策定された「旧明村役場庁舎保存活用計画」を基に、本建物の保存、公開活用の安全と便益確保のため実施されている。本工事では、曳家工事、部分的な解体と改修工事、耐震補強工事等が行われている。これらの工事により、失われる建物の情報の記録保存を目的とし、調査を行なった。調査は、平成 29 年 8 月から 12 月にかけて行った。塗装調査については、平成 30 年 4 月に追加調査を行った。

なお、室名については工事前の時点での名称とする。

5-1. 調査概要

本建物は、大正5年に明村役場庁舎として建設されて以降、芸濃町役場支所や芸濃町資料館として整備され、資料館として使われていた時期には、展示のために何度か改修が行われた。用途や機能の変化に伴い、建物は改造され現在の姿となった。

本工事において、度重なる改造により、新たに設置された造作材や内装材等を撤去したことにより、改造前の材料や改修の痕跡を確認することが出来た。調査は、基礎状況調査、痕跡調査、塗装調査を実施した。また、当初設計図「明村役場建築工事之図」、当初仕様書・設計書においては、当時の計画や技法が明記されているため、調査により確認できた事項と照らし合わせた。これらの調査により、本建物の建設当初の姿、改造の履歴をより明確に読み取ることができた。

5-2. 基礎状況調査

本建物は、石積で構成された基壇の上に建っていたが、曳家工事により移動し、新設のコンクリート基礎の上に配置された。南面、西面の一部の石積は移設されるものの、石積の多くは撤去され、本来の基壇の状態が失われてしまうことから、基礎状況調査を行なった。基礎状況調査では、曳家工事で建物の土台より上部を移動した際に、石積の種類や配置を確認した。また、石積を移動、撤去した際には、2箇所¹の石積内部の状況を確認し、当初設計図の断面図と比較した。

(1) 基壇の石積の種類と配置

基壇は切石積と間知石積^{はんちいし}の2種類の石積により構成されている。石積の配置については、南面と東面の南側は切石積の上に縁石、西面は間知石積の上に縁石、北面は縁石がなく間知石積や礎石が配置されている。また、本館のカウンター下等には延石が敷かれている。整形された切石の石積を建物の正面である南面を中心に配置していることから、外壁の仕様と同様に、基壇においても正面性を強調していると考えられる。

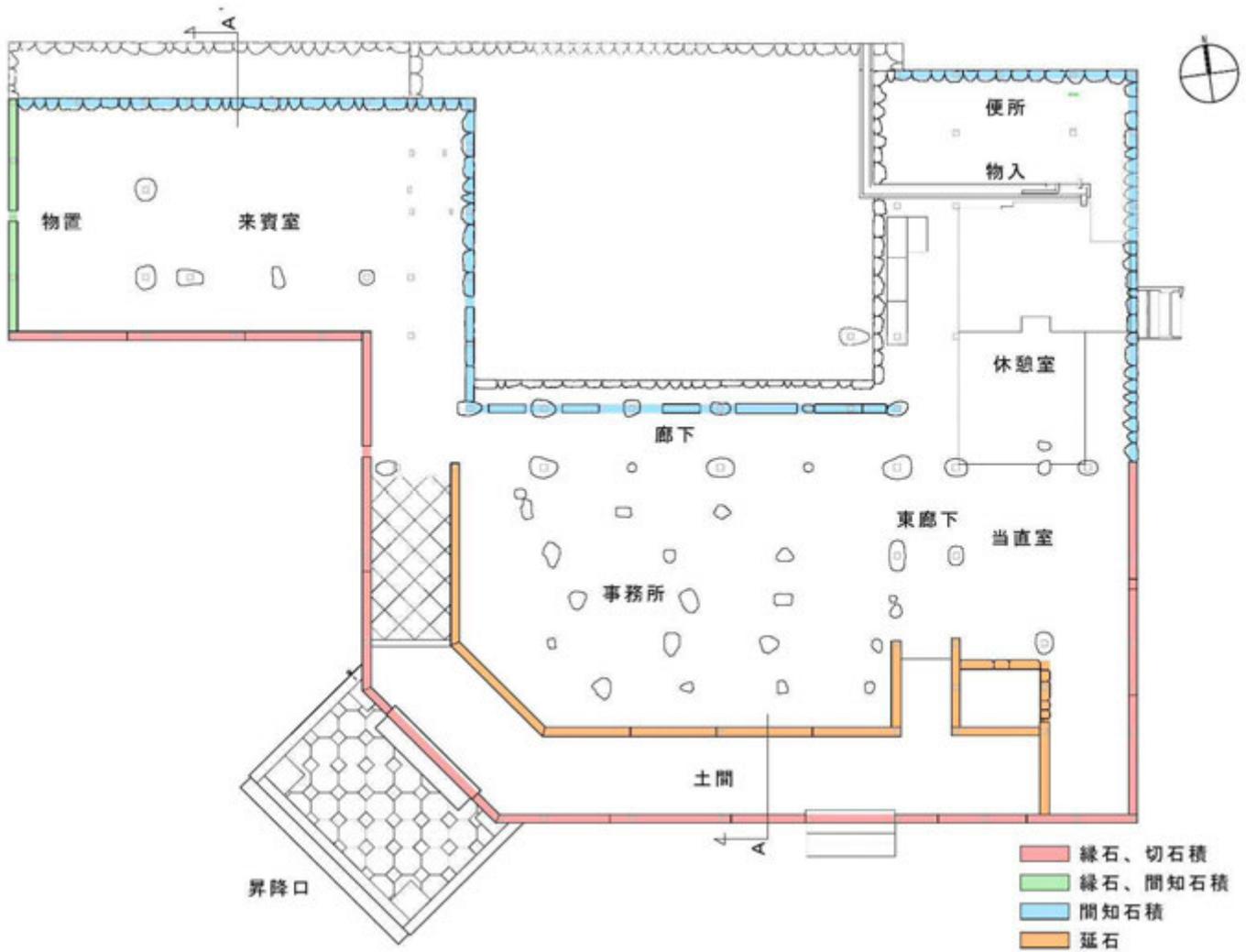


図 2-1 基礎伏図



写真 2-1 縁石、切石積



写真 2-2 縁石、間知石積



写真 2-3 間知石積

(2) 石積の内部状況

石積を一部撤去したところ、石積の内部は突き固められた土と小石で構成されていることが確認できた。一般的に、石積の裏側には、石積内部の水の排水を円滑に行うための裏込石が配置され、石積の下には地盤を固めるための栗石が敷かれている。しかし、本石積の内部には、密に配置された裏込石も栗石も確認できなかった。これは、建物が石積の天端隅上に建物が建っているため、雨水が石積の上部から浸入しないことから、排水の機能を持たせる必要がなかったと推測できる。当初設計図の断面図においては、石積の下や背面に裏込石や栗石を配置している状況が描かれているが、実際の状況とは違いがあった。

切石積の下には、切石の表面より前面に配置された玉石が確認できた。これは、切石積の荷重を背面側に流し、前方への倒れ防止のために敷かれていたと推測できる。間知石積についても、裏込石はなかったが、飼石が確認できた。

他に、石積や延石の下等に 45 cm×60 cm程の丸い敷石が配置されており、敷石の表面には、十字の墨書きが残っていた。平面図と重ねてみると、ちょうど柱の位置にあたることから、建物の荷重を受けるために配置されたと推測できる。



写真 2-4 切石積



写真 2-5 間知石積

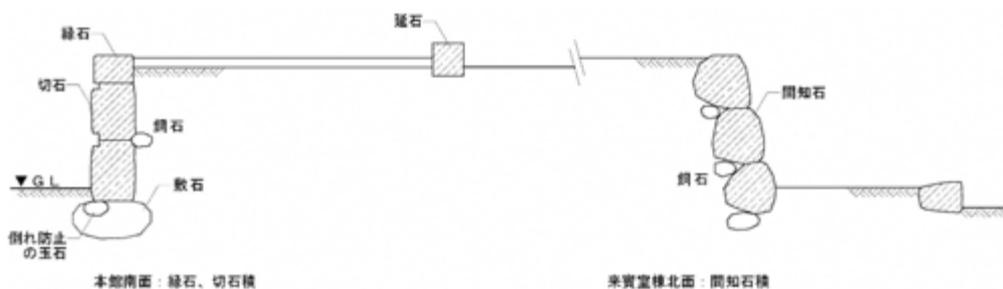
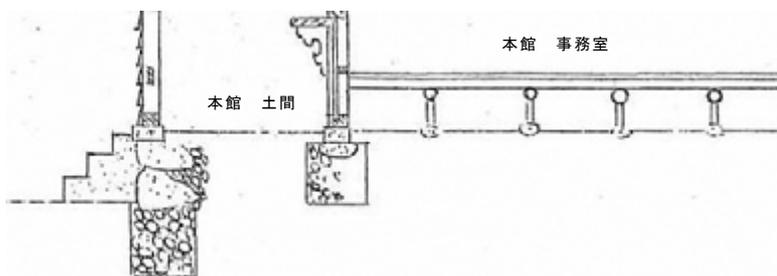


図 2-2
石積断面図 (A-A' 断面図)



資料 2-1
本館石積断面図 (当初設計図より)

5-3. 塗装調査

本建物の外壁や軒、部屋の柱や天井等は、ペンキ塗装で仕上げられている。今回の塗装工事では、既存のペンキの塗膜を除去し新たに塗装されることから、可能な範囲ではあるが、塗装調査を行なった。塗装調査では、木地が現れるまで塗膜部分を紙やすりですり出し、塗膜層の目視確認を実施した。また、昭和3年の古写真に写る建物の外壁の色、当初仕様書に記載された塗装工事の内容からも、建設当初の塗装の確認を行い、ペンキ塗装の比較表を作成した。(表 3-1)

塗装調査を行った箇所は、来賓室棟、本館外壁の下見板と軒蛇腹板、来賓室棟の出入口脇の柱、2階議場の天井板、本館の事務室の天井板、梁、柱であった。

(1) 外壁

調査時、来賓室棟、本館外壁の軒蛇腹の色は薄い水色で、下見板はアイボリー（淡く黄色がかった白）であった。塗膜部分をすり出したところ、いくつかの塗膜層が確認できた。(写真 3-2、3-3)

軒蛇腹の塗膜層は、表面から薄い水色 (a)、アイボリー (b)、鼠色に近い水色 (c)、黒に近い鼠色 (d)、やや明るい鼠色 (e) の5層を確認し、下見板の塗膜層は、表面からアイボリー (A)、青みがかった白色 (B)、青みがかった濃い鼠色 (C) の3層を確認した。また、本館の軒蛇腹においては、風にさらされたことにより剥がれたペンキの下から当初の鼠色の塗膜層が見て取れた。



写真 3-1 来賓室棟外壁

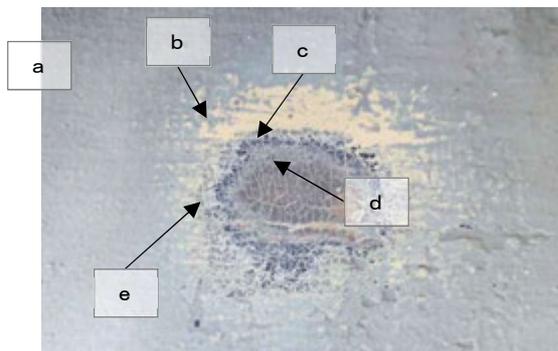


写真 3-2 軒蛇腹の塗膜層

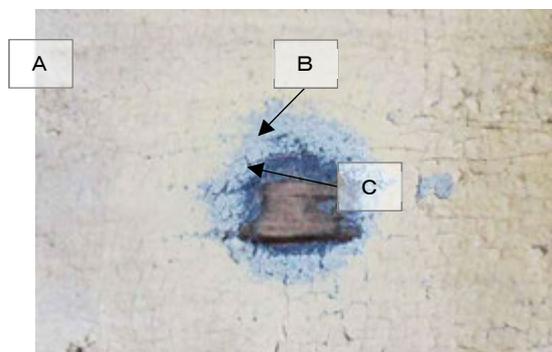


写真 3-3 下見板の塗膜層

当初仕様書と設計書においては、ペンキ塗装の仕様を白色の部と鼠色の部とを分け、記載されている。仕様書には「ペンキ色ノケ所（白色ノ分）鎧部通及定規柱軒蛇腹胴蛇腹」とあり、設計書にも「ペンキ塗白色ノ部」に、「軒蛇腹」、「鎧部 定規柱共」と記載されている。これによると軒蛇腹も下見板も白色となる。

昭和3年の古写真には、本館の正面と来賓室棟の南面の一部が写っている。軒蛇腹や窓枠、付柱などは黒系統の色で塗装されており、下見板や建具は白系統の色で塗装されていることが分かる。（資料3-1）

当初仕様書や設計書と古写真とで相違点があるが、大正15（1926）年の建設から昭和3（1928）年の短い間に外壁を塗替えたとは考えにくいこと、当初仕様書と設計書に記載された軒蛇腹の色が実際の外壁の塗膜層に見られないことから、古写真が建設当初の姿と考えられる。古写真が建設当初の姿と考えると、軒蛇腹は鼠色で、下見板は白色と考えられる。

以上のことから、当初の本館の外壁は、軒蛇腹は黒に近い鼠色（d）の塗膜層で、下見板は青みがかった白色（B）の塗膜層であったと判断できる。来賓室棟については、古写真からは確認が難しいが、本館と同様の配色であると考えられる。また、外壁の青みがかった白色の塗膜については、白色の下塗として鼠色を用いていたことから、下地の鼠色が透けてやや暗く見えていたと想定される。



資料3-1 「本村役場」（昭和3年古写真）

(2) 内部：来賓室棟

来賓室棟の出入口脇の柱の引違い戸の当て板を外したところ、青みを帯びた明るい鼠色の塗膜が現れた。塗膜部分を紙やすりですり出ししたところ、いくつかの塗膜層が確認できた。(写真 3-4) 表面は青みを帯びた明るい鼠色 (①)、その下は黒に近い鼠色 (②)、その下は黄みがかかった明るい鼠色 (③) の3層が確認できた。昭和3年の古写真において、窓枠は黒系の色であることから、③の塗膜層は下地で、②の塗膜層が建設当初の色、③の塗膜層は開口部が改造される直前のものであったと推測できる。

また、本館南面の出入口脇の柱引違い戸の当て板を外したところ、黒に近い灰色の塗膜が確認できた。(写真 3-5) 来賓室棟の柱の塗膜と同様の黒に近い鼠色 (②) であることから、建設当初の色だと考えられる。本館の建具の変更は、建物が竣工して早い時期に行われたと考えられる。

本館2階の議場の窓枠と巾木においても、黒に近い鼠色に塗装されている。(写真 3-6) 当初仕様書の「鼠色ノ分」に「上ケ卸シ窓」が記載されており、古写真でも窓枠が黒系の色であることから、建設当初の色であると考えられる。

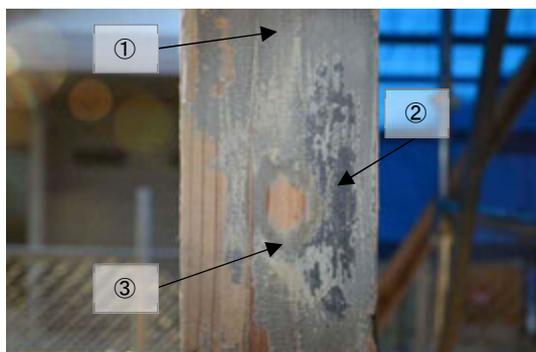


写真 3-4 来賓室棟の出入口脇柱の塗膜層



写真 3-5 本館南面の出入口脇柱の塗膜



写真 3-6 本館2階議場の窓枠と巾木の塗膜

(3) 内部：本館

建物内部の天井は、薄緑色である。天井板の端部の塗装溜り部分をすり出したところ、薄緑色であったため、塗装された当初から薄緑色であると分かる。(写真3-7) 当初の仕様書によると、「ペンキ塗ノケ所(白色ノ部)」に「会議室天井」「事務室天井」「来賓室天井」と記載されていることから、天井の白色の塗装は、建設当初のものと推測でき、白色とはすり出しにより確認できた薄緑色を指していると考えられる。

また、1階事務室において、建設当初の薄緑色の塗装範囲について確認した。天井、カウンター上部の梁、柱の塗膜部分をすり出したところ、天井と梁には、薄緑色(①)の表面の下に、暗い薄緑色(②)と少し明るい薄緑色(③)の塗膜層と木地が現れ、柱はすぐに木地が現れた。(写真3-8) 柱については、カウンター改変時に増設した床部分より下部が塗装されていなかったこと、(写真3-9) 当初仕様書に記載がないことから、建設当初の柱には塗装されていなかったと判断できる。天井と梁にはいくつかの塗膜層が確認できたことから、建設当初は、天井と梁に塗装され、後に柱を含め塗装が行われたと考えられる。

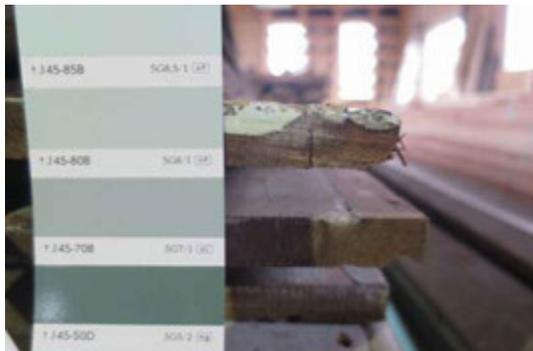


写真 3-7 天井板端部の塗膜溜り

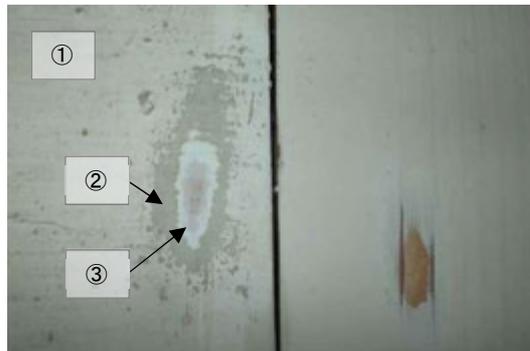


写真 3-8 1階事務室のカウンター上部の梁(左)と柱(右)の塗膜層



写真 3-9 1階事務室の柱の増設床部分の塗膜

建設当初の塗装の状況を把握するため、昭和3年の古写真に写る建物の外壁の色、当初仕様書に記載された塗装工事の内容、塗装調査により確認できた色を以下に列挙した。

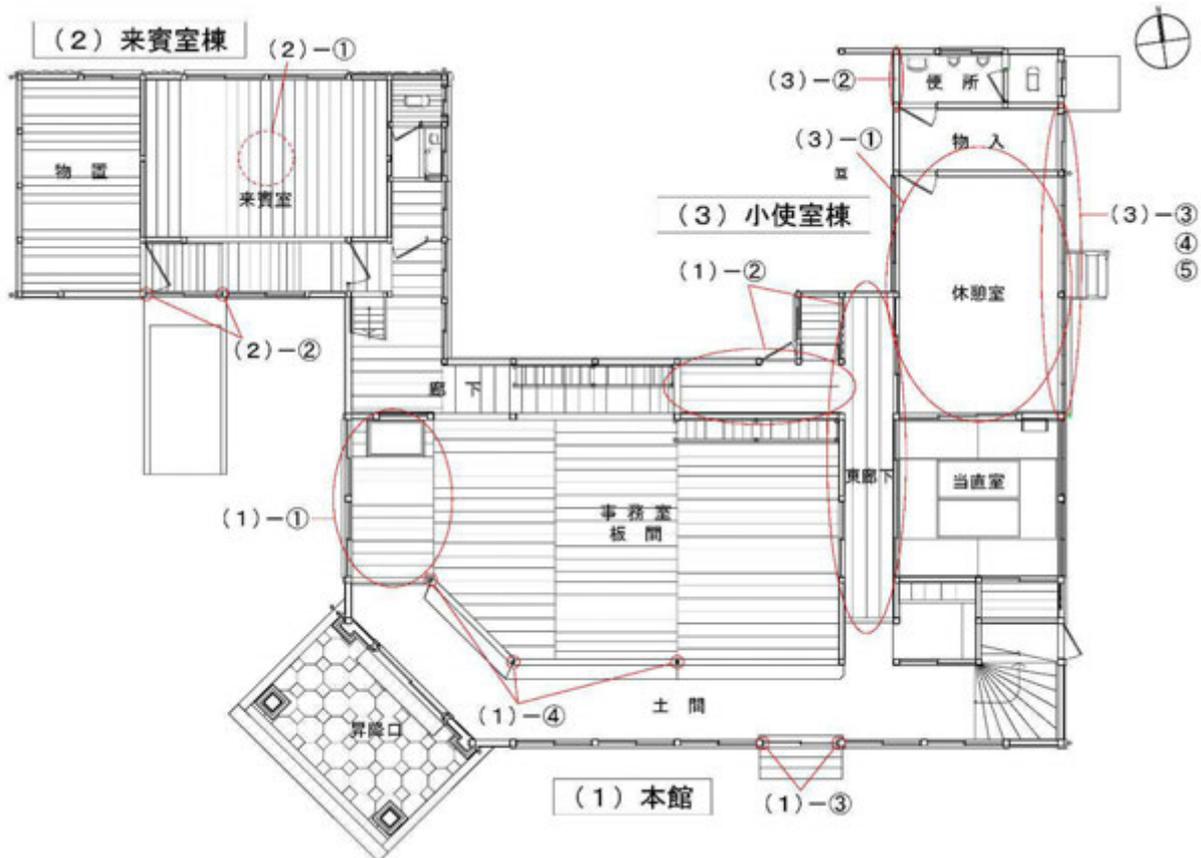
表 3-1 ペンキ塗膜比較表

	当初仕様書	古写真	塗装調査（当初の塗膜層）	実際に工事で使用したペンキの色番号
下見板（鋳部）	白色	白系	白色（青みがかった）	N90（日塗工）
付柱（定規柱）	白色	黒系		N35（日塗工）
軒蛇腹、胴蛇腹	白色	黒系	鼠色（黒に近い）	N35（日塗工）
天井、廻縁	白色		薄緑色	45-85B（日塗工）
床板、腰壁	ニス			D15-40D（日塗工）
柱			無塗装	45-85B（日塗工） D15-40D（日塗工）
出入口	鼠色	黒系	鼠色（黒に近い）	N35（日塗工）
窓枠	鼠色	黒系	鼠色（黒に近い）	N35（日塗工）
建具		白系	鼠色（黒に近い）	N35（日塗工）
鉄柱				N10（日塗工）

5-4. 痕跡調査

本建物の内部は、幾度かの改造が行われている。今回の工事においては、建物を曳家するために、曳家の資材に干渉する箇所の造作物や壁、近年に設置された内装材等が撤去された。撤去により現れた土台、柱、梁等の痕跡から、建設当初の建物の姿を読み取れることから、痕跡調査を行なった。痕跡調査は、当初設計図と現状の図面を比較し相違がある部分を中心に実施した。

以下に、痕跡調査を行った箇所を示す。



- | | | |
|------------------|------------------|-----------------|
| (1) - ① : 四半目地土間 | (2) - ① : 天井漆喰飾り | (3) - ① : 休憩室土間 |
| ② : 東廊下床板、沓脱石 | ② : 窓敷居跡 | ② : 便所出入口、欄間 |
| ③ : 建具蝶番跡 | | ③ : 高窓跡 |
| ④ : カウンター土台 | | ④ : 東面出入口跡 |
| ⑤ : 2階議場畳敷き跡 | | ⑤ : 押入跡 |
| ⑥ : 棟飾り | | |

図 4-1 痕跡調査位置図

(1) 本館

① 四半目地土間

事務室板間の西側の床組を解体したことにより、四半目地仕上げの土間叩きが確認された。土間叩きは、厚さ約 50 mm の層で、そのうち表面の 10 mm が仕上げの層であった。仕上げの層は経年劣化によりもろくなり、目地がはっきりと認識しづらい状態であったが、目地は、昇降口の脇の柱 (A) とカウンター延石 (B) あたりを起点としてラインが引かれていると分かる。当初の建築工事図のように、事務室の土間全体が四半目地の土間叩きであったと考えられる。調査時、土間叩きは西側に残るのみで、その他の部分は、新しく土間が打ちかえられており、コンクリートの土間となっている。これは、大正 21 年～30 年の明村役場の時期、カウンターが西面の腰壁に付き、板間に追加で床板が張られる際、土間を新たに打ち直したことによると考えられる。

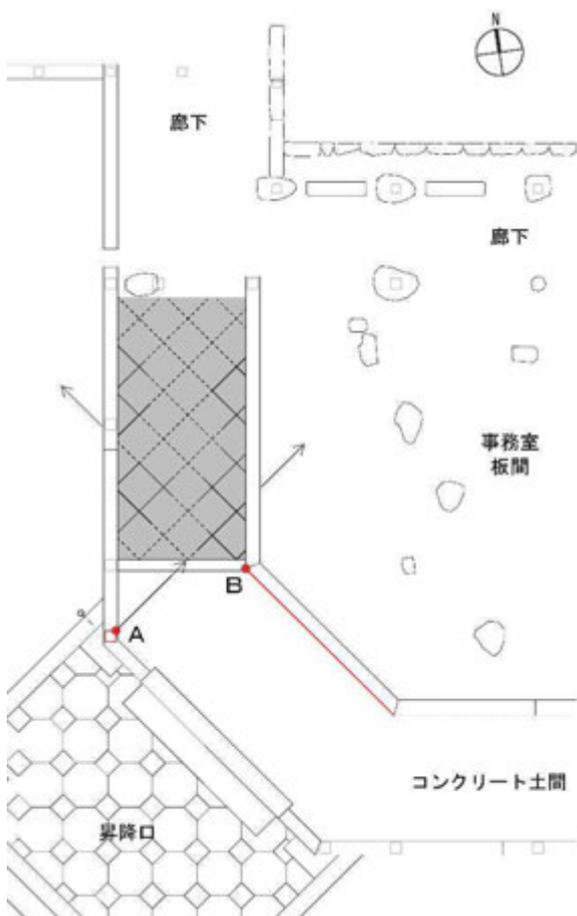


図 4-2 事務室西側 四半目地土間状況図



写真 4-1 四半目地の状況



写真 4-2 四半目地の状況詳細

② 東廊下床板、沓脱石

事務室北側と東側の廊下の床板を剥がしたところ、建設当初の床板と沓脱石が確認できた。床板の厚みは 15 mm、幅は 200 mm～300 mm 程度で、廊下の短手方向に渡すように床板が並べられている状態であった。沓脱石は幅が 370 mm 程度で高さは 270 mm と大きい。土間は、沓脱石の手前まで新しいコンクリートで打ち直されていることから、沓脱石は、建設当初から設置されていたと推測できる。

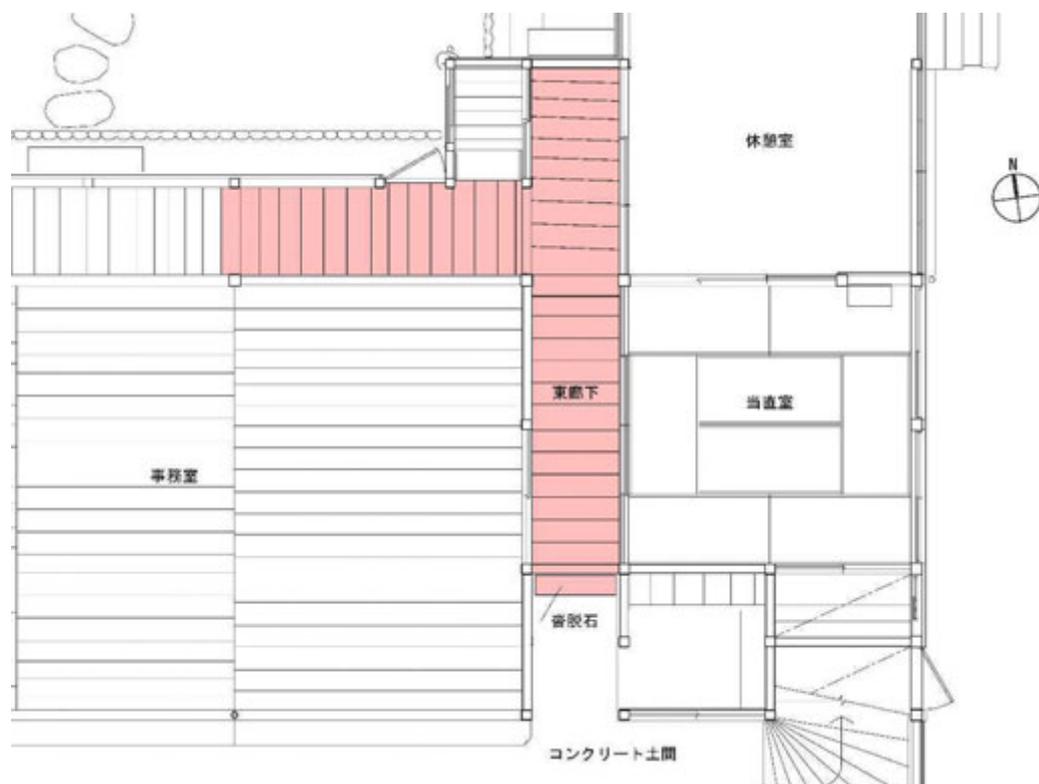


図 4-3 事務室東廊下の当初床板図



写真 4-3 東廊下 建設当初の床板と框



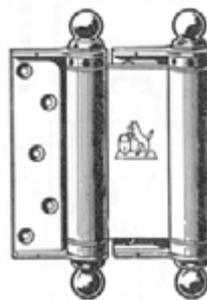
写真 4-4 建設当初の沓脱石

③ 建具蝶番跡

事務所の南面の出入口、引違い戸の当て板を外したところ、自由蝶番の跡が柱の上部、中央、下部に確認できた。蝶番跡のある柱面は、建設当初に塗装されたと考えられる濃い灰色であることから、建設当初、自由蝶番が付いた両開き扉であったと考えられる。また、当初建築設計書においても蝶番付きの開戸の記載があり、設計図においても両開の図が描かれていることから、両開き扉であったといえる。自由蝶番は、軸筒の中にベネが仕掛けられており、扉を開くと、バネの巻き戻る力で扉を自動的に閉める仕掛けとなっている。柱面には、自由蝶番の特徴である軸、擬宝珠、羽と釘の跡が良く残っている。



写真 4-5 自由蝶番の痕跡



資料 4-1 自由蝶番イメージ図
(「建築土木資料集覧」(昭和4年)より)

④ カウンター土台

カウンターの柱を土台から外したところ、土台に鉄柱と柱のホゾ穴確認できた。鉄柱は、上部の荷重を土台に伝えるように、カウンターの台を貫通し、土台上に立てられていることが分かる。鉄柱には、ホゾが付いた角柱が取り付けられ、土台に固定されているが、カウンター下に腰板を取付ける際、角柱であるほうが、意匠的に都合がよかったためだと考えられる。なお、当初建築工事図においても鉄柱と柱の図が描かれている。



写真 4-6
カウンター鉄柱



写真 4-7
カウンター土台ホゾ穴

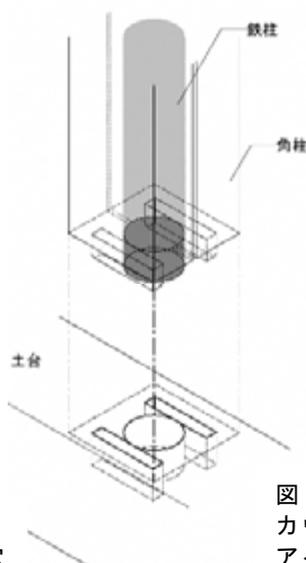


図 4-4
カウンター柱、土台
アイソメ図

⑤ 2階議場畳敷き跡

近年に設置された議場の床組を撤去したところ、建設当初の床板が現れ、床板には畳敷きの跡が確認できた。畳敷きの跡は、畳の輪郭をなぞるように床板に白く薄く残っており、畳敷に枠を設置するための墨の印や釘穴が床板に残っていた。畳の跡の寸法は910 mm×1820 mm程度で、南北方向に畳の長手を配置し、縦に3枚、横に11枚並べられていたと考えられる。畳敷きは部屋の中央に配置され、四周を通路にして利用していたと推測できる。また、元役場職員のヒアリングの内容では、畳の上にあぐらや正座で座り会議をしていたということであった。

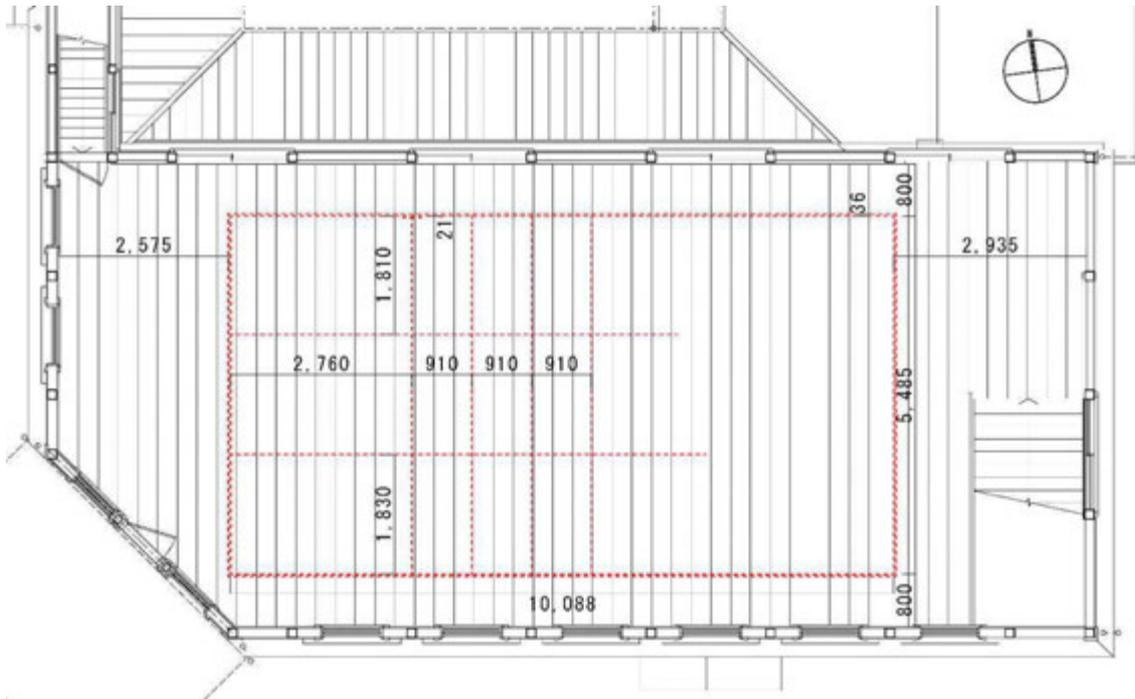


図 4-5 議場 畳敷き痕跡図



写真 4-8 議場床

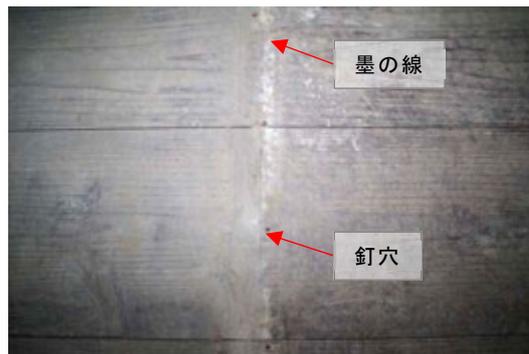


写真 4-9 畳敷き周囲の枠の痕跡

⑥ 棟飾り

寄棟屋根の棟端に鉄製の棟飾りが設置されていた。台座は瓦と同様の素材で作られており、平面形状は、八角形である。棟飾りの足元の形状は、台座と同様の八角形で、台座にかぶせる仕組みで、表面にはコールタールが残る。この棟飾りは、特徴的な形状をしており、社寺の屋根に設置される宝珠にも、西洋風にも見える。腰の丸みを帯びた部分は、鉄板を細かく縦に切り、貼り付けられており、丁寧な作業が見て取れる。この棟飾りがどのような意味を持ち設置されていたかは、不明であるが、本建物の正面性を強調した意匠であると考えられる。



写真 4-10 本館北面外観



写真 4-11 棟飾り



写真 4-12 棟飾り台座



写真 4-13 棟飾り裏面

(2) 来賓室棟

① 天井漆喰飾り

曳家工事のため、来賓室の天井にある漆喰飾りの周囲の天井板を取外したところ、漆喰飾りが天井に取りついている様子を確認することができた。漆喰飾りは、木板天井の中央に設置されており、漆喰飾りの縁の部分は天井板に接している。中央部分は、天井板より高くとり、小屋裏では木板の枠に囲われてる様子が分かる。



写真 4-14 天井漆喰飾り



写真 4-15 漆喰飾り小屋裏内の様子

② 建具跡

来賓室南廊下の南面の出入口、引違い戸の当て板を外したところ、窓敷居の痕跡が確認できた。出入口の両脇は、建設当初から窓で、窓敷居の痕跡は、両脇の窓のホゾ穴と同様の位置と形状であることから、建設当初は窓であったと考えられる。また、建築工事図においても3つの窓が並んでいる様子が見て取れ、昭和3年の古写真においても窓と認識できる。昭和31年に来賓室が芸濃町明支所として利用された際に窓が出入口に変更されたと考えられる。



写真 4-16 窓敷居の痕跡



写真 4-17 窓敷居の痕跡詳細

現在は、窓敷居のホゾ穴に埋め木している。

(3) 小使室棟

① 休憩室土間

休憩室の床組を撤去したところ、土間が確認できた。土間は、休憩室の南側と北側で違う時期に打たれた跡が見られた。小使室が座敷であった時期、土間に沓脱石が置かれていた。その後、沓脱石を撤去し、小使室を土間にしたと考えられる。

土間の廊下手前には、かまどが設置されていた跡が確認できた。土間には、煉瓦が長手方向に3つ並べられている跡が4つあり、かまどの大きさは幅 2m程度、奥行き 73 cm程度であったと推測できる。また、休憩室と物入れの境には、近年のものだろうが、排水溝があり、風呂として利用していた時期のものだと考えられる。

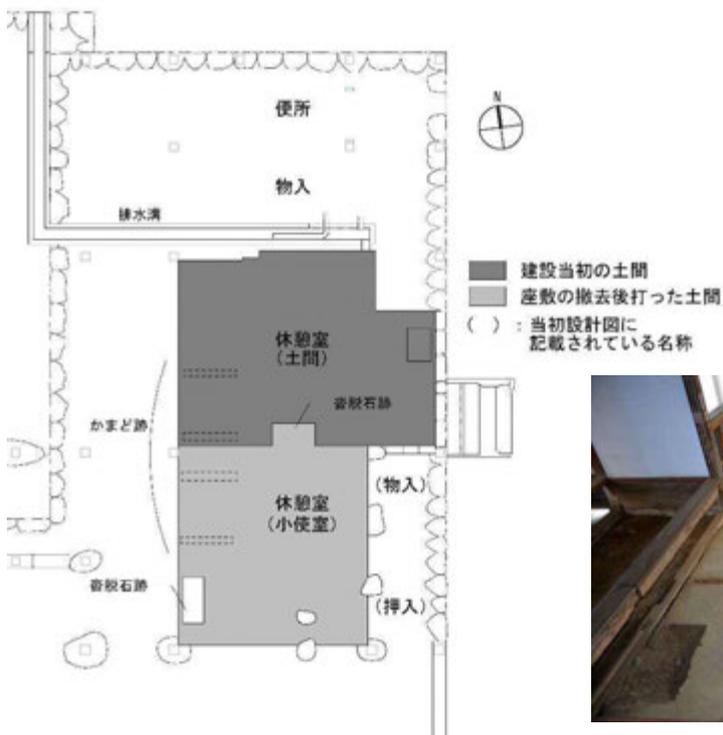


図 4-6 休憩室土間状況図

写真 4-18 休憩室土間



写真 4-19 かまどの痕跡



写真 4-20 排水溝

② 便所出入口、欄間

便所の内装を撤去したところ、西面に間柱と欄間が確認できた。間柱は人が出入りできる程度の幅を確保して設置され、その上部にかまぼこ型の欄間があり、周囲は漆喰壁であった。当初設計図においても、外部から出入りできる扉が記載されており、建設当初は、外部から便所を利用していたと考えられる。



写真 4-21 便所西面



写真 4-22 かまぼこ型の欄間

③ 高窓跡

休憩室の壁や天井の内装材を撤去したところ、東面の壁に高窓の痕跡が確認できた。壁には、二本溝の高窓の鴨居が残っており、敷居にあたる箇所には新たに設けられたアルミサッシ窓の鴨居が設置されているが、柱に敷居の柄穴が確認できた。当初設計図の立面図と同様の位置にあたることを確認でき、建設当初の高窓であると考えられる。



写真 4-23 高窓鴨居



写真 4-24 高窓敷居痕跡

④ 東面出入口跡

休憩室の東面の壁に、上部が丸くすり減った土台が確認できた。これは、人の往来により削られたと考えられ、外部に石階段が設置されていることから、出入口として利用されていたことが推測できる。また、当初設計図においても、出入口と記載されている。



写真 4-25 土台



写真 4-26 石階段と土台

⑤ 押入跡

休憩室の柱と梁に、押入と物入の痕跡が確認できた。当初の建築工事図には、小使室の東側に1畳ほどの押入と土間から利用する半畳の物入が描かれている。同様の位置の梁を確認すると、柱の柄穴と土壁の跡が確認できた。また、東面の土壁には土台天端から、物入れ側は400 mm程度、押入側は430 mm程度の高さまでが荒壁塗でそれより上部が中塗仕上げであった。物入れ側の柱面には無目の敷鴨居の跡が確認できたことから、物入は、土間から利用する片開き戸が付いていたと考えられる。一方、押入は小使室から利用していたと推測できる。また、押入と物入の位置に土間が打たれていないことから、小使室を土間にした際に押入と物入は残されたと考えられる。



写真 4-27 当初物入・押入の下部土壁



写真 4-28 当初物入・押入の上部土壁、柱、梁

休憩室東面の痕跡について

痕跡調査③～⑤により、休憩室東面の建設当初の姿が概ね明らかとなった。明らかとなった事柄を整理し、本工事前の現状図から想定の復原図を作成した。作成した想定復原図は、当初設計図と類似しており、設計通りに建設されたことが分かる。

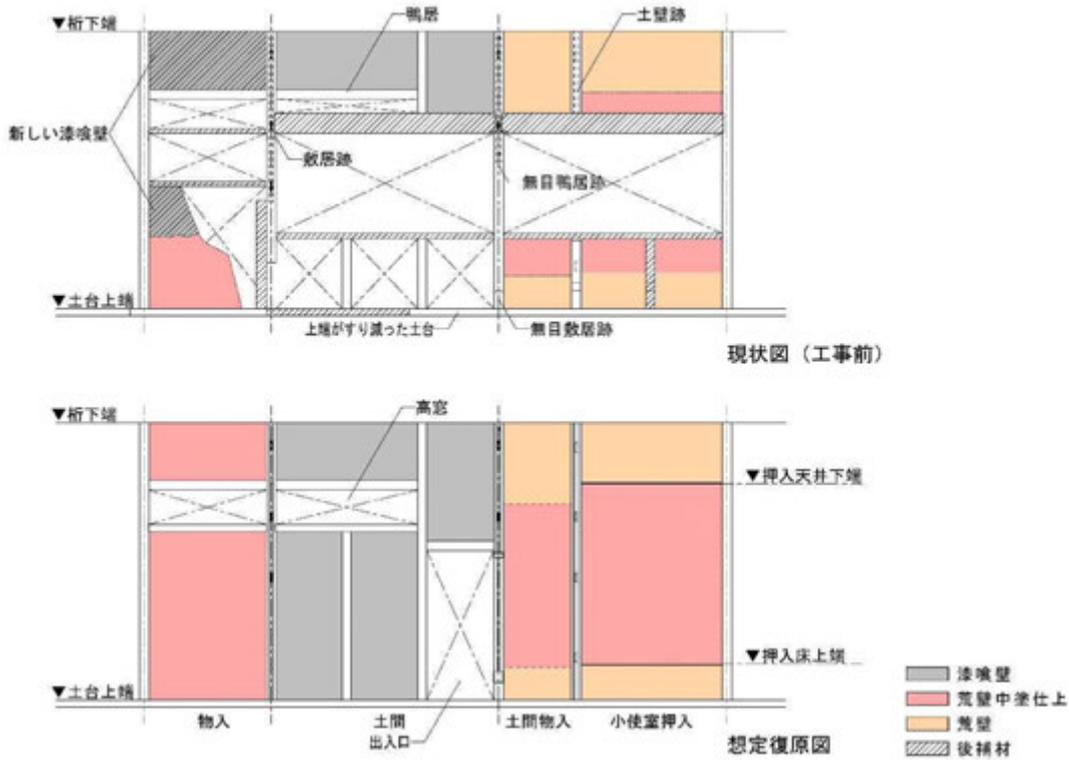
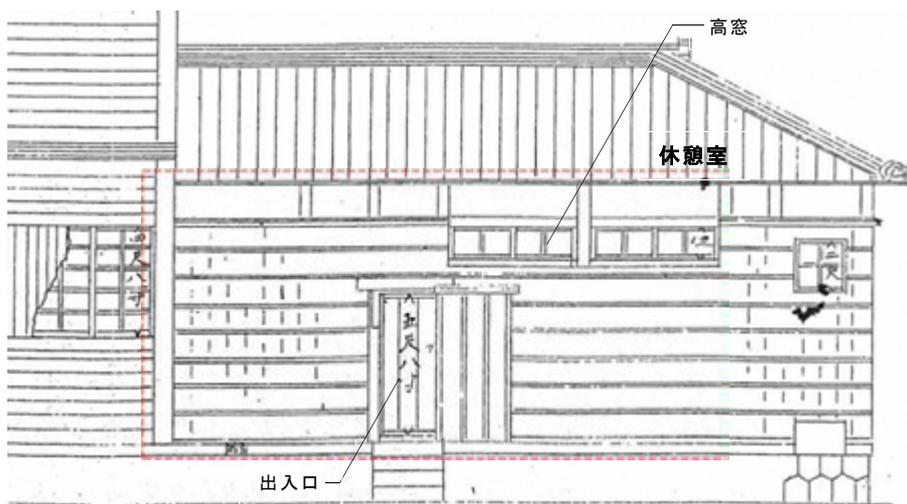


図 4-7 休憩室東面展開図



資料 4-2 東立面図（当初設計図より）

登録有形文化財 旧明村役場庁舎 改修記録簿

登録有形文化財 旧明村役場庁舎 改修記録簿 記入例

この改修記録簿は、当該文化財建造物の改修が行われた際に改修内容を記載し、改修履歴が把握できるようにするためのものである。

工 事	〇〇改修工事	記 録 者	作 成 日
			年 月 日
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者（津市 部署・担当者） ・管理者（会社・担当者） ・その他（会社・担当者） ・設計者（会社・担当者） ・施工者（会社・担当者） 		
改 修 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・改修が必要となった理由と改修の内容を記載。 		
改 修 に 関 する 経 緯	<ul style="list-style-type: none"> ・国・三重県・津市との文化財に関する手続きに関する経緯。 （保存に影響を及ぼす行為など許認可に関するものは必須） ・委員会を経た場合はその概要などを記載。 ・設計/施工の委託の内容・期間などの情報。 		

図面・写真・その他書類

・ 図面

改修前・工事中に痕跡が発見された場合にはその図面・改修後

・ 写真

改修前・工事中（解体状況・痕跡など）・改修後

・ その他

文化庁等に提出した書類の複製等

登録有形文化財 旧明村役場庁舎 改修記録簿

工事		記録者	作成日
工事期間			
担当者			
改修概要			
改修に関する経緯			

図面・写真・その他書類